

# 第1656回島根県教育委員会会議 議題書

令和7年1月24日(金)  
日 時  
10時00分～

# 第1656回教育委員会会議議題

期日 令和7年1月24日(金)

## 議題

### 一公開一

#### (議決事項)

第31号 「教職員の懲戒処分及び公表の指針」の一部改正について  
(学校企画課) ━━━━ 1

第32号 島根県指定文化財の指定について  
(文化財課) ━━━━ 2

#### (協議事項)

第12号 しまね教育振興ビジョン(案)について  
(総務課) ━━━━ 3

#### (報告事項)

第54号 令和6年度文部科学大臣優秀教職員表彰について  
(総務課) ━━━━ 4

第55号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の出願  
状況について  
(教育指導課) ━━━━ 5

第56号 I C Tを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定の継続につ  
いて  
(特別支援教育課) ━━━━ 6

第57号 しまね特別支援教育魅力化ビジョンの後期の取組について  
(特別支援教育課) ━━━━ 7

第58号 社会教育関係表彰について  
(社会教育課) ━━━━ 8

### 一非公開一

#### (議決事項)

第33号 令和8年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」の実施  
について  
(学校企画課) ━━━━ 9

第34号 令和8年度島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験」の実施  
について  
(学校企画課) ━━━━ 10

## 「教職員の懲戒処分及び公表の指針」の一部改正について

### 1 改正の理由

#### (1) 基準（標準例）に掲げる量定以外の量定とする場合の例示の追記

- ・ 現行の指針には、処分量定の判断においては、個別の事案の内容によって、基準（標準例）に掲げる量定以外の量定とすることはあり得るとしており、従前から、例えば、非違行為を行った者が管理監督者の場合、複数の非違行為を行っていた場合、行為を隠蔽するなどの悪質な場合、過去に指導を受けた者が行った場合など、量定を決定する際には、それらを踏まえ判断してきたところ。
- ・ 一方、国は任命権者に対して、過去処分歴のある者の再度の非違行為や、非違行為の常習性、悪質性などについて、より厳重な処分を行うことが必要とし、懲戒処分の量定判断や基準についての見直しを求めている。
- ・ こうした背景を踏まえ、国的人事院の「懲戒処分の指針について」を参考に、所要の改正を行う。

#### (2) 児童生徒に対する体罰、不適切な指導に係る基準の改正

- ・ 教職員による体罰や児童生徒の人権を侵害する不適切な指導等が全国的にも後を絶たず、児童生徒の不登校や自死等のきっかけとなる事案も発生している。
- ・ 教員の不適切な指導については、令和4年12月に改定された国の「生徒指導提要」に初めて明示され、係る懲戒処分の基準を定めるなどの厳正な対処が求められている。
- ・ こうした背景を踏まえ、児童生徒に身体的・精神的な著しい苦痛を与え、人格の形成に重大な影響を及ぼす教職員の体罰や不適切な指導を防止するため、所要の改正を行う。

#### (3) 教職員に対するパワー・ハラスメントに係る基準の改正

- ・ ハラスメントの防止については、令和元年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等が新設
- ・ この改正法を踏まえ、厚生労働省において、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」等を告示
- ・ 令和2年6月から各学校を設置する地方公共団体の教育委員会にも適用され、各種ハラスメントを防止するために雇用管理上講ずべき措置等を確実に行う必

要がある。文部科学省は教育委員会に対して、ハラスメントに係る懲戒処分基準の策定を求めており、(国の人事行政状況調査では、パワー・ハラスメントに係る懲戒処分基準を未策定の団体：本県含め4団体／67団体中(R5.11.1現在))

- こうした背景を踏まえ、パワー・ハラスメントについて厳正に対処するため、所要の改正を行う。

#### (4) 私的な非行における横領・窃盗に係る基準の改正

- ・ 公務外における横領及び窃盗については、本県ではいずれも処分量定の基準を「免職」と定めているが、都道府県及び指定都市の教育委員会全 67 団体のうち、多くは「免職又は停職」としている。
  - ・ 本県と同様に「免職」とする団体は、横領が 3 団体（島根県、長崎県、札幌市）、窃盗が 2 団体（島根県、長崎県）となっており、本県は他団体に比べ重い基準となっている。
  - ・ 他団体との均衡を考慮し、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容（案）

### (1) 「第1 基本事項」の改正

改 �正 後	現 行
<p>(同右)</p> <p>したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。<u>標準例に掲げる量定よりも重い</u>ものとする場合として、</p>	<p>第1 基本事項</p> <p>本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。</p> <p>具体的な量定の決定に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="825 1307 1266 1367">1. 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか</li><li data-bbox="825 1388 1266 1448">2. 故意又は過失の度合いはどの程度であったか</li><li data-bbox="825 1468 1266 1590">3. 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、また、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか</li><li data-bbox="825 1610 1266 1673">4. 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか</li><li data-bbox="825 1693 1266 1754">5. 過去に非違行為を行っているか</li></ol> <p>などのほか、適宜、平素の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。</p> <p>したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。</p>

<p>① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質（常習的に行う、隠蔽を行うなど）であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき</p> <p>② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が高いとき</p> <p>③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき</p> <p>④ 過去に類似行為を行ったことを理由として指導や懲戒処分を受けたことがあるとき</p> <p>⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき</p> <p>がある。また、標準例に掲げる量定よりも軽いものとする場合として、</p> <p>① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき</p> <p>② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき</p> <p>がある。</p> <p>(同右)</p>	<p>なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。</p>
---	---

## (2) 体罰、不適切な指導に係る改正

改 正 後	現 行												
<p>体罰等に係る懲戒処分の基準（標準例）</p> <p>1. 標準的な処分量定</p> <table border="1" data-bbox="244 1567 771 2055"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 1567 771 1612">行為等の態様</th><th data-bbox="771 1567 810 1612">基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 1612 771 1830">1 (同右)</td><td data-bbox="771 1612 810 1830">(同右)</td></tr> <tr> <td data-bbox="244 1830 771 2055">2 (同右)</td><td data-bbox="771 1830 810 2055">(同右)</td></tr> </tbody> </table>	行為等の態様	基準	1 (同右)	(同右)	2 (同右)	(同右)	<p>体罰に係る懲戒処分の基準（標準例）</p> <p>1. 標準的な処分量定</p> <table border="1" data-bbox="834 1567 1382 2055"> <thead> <tr> <th data-bbox="834 1567 1382 1612">行為等の態様</th><th data-bbox="1382 1567 1406 1612">基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="834 1612 1382 1830">1 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員</td><td data-bbox="1382 1612 1406 1830">免職</td></tr> <tr> <td data-bbox="834 1830 1382 2055">2 体罰を加えたことにより、児童生徒に ① 治療期間が概ね 30 日以上 以上の負傷又は後遺症が残る負傷を与える</td><td data-bbox="1382 1830 1406 2055">免職 又は 停職</td></tr> </tbody> </table>	行為等の態様	基準	1 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職	2 体罰を加えたことにより、児童生徒に ① 治療期間が概ね 30 日以上 以上の負傷又は後遺症が残る負傷を与える	免職 又は 停職
行為等の態様	基準												
1 (同右)	(同右)												
2 (同右)	(同右)												
行為等の態様	基準												
1 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職												
2 体罰を加えたことにより、児童生徒に ① 治療期間が概ね 30 日以上 以上の負傷又は後遺症が残る負傷を与える	免職 又は 停職												

3	<p><u>教育上必要な範囲を逸脱し、児童生徒の人格や人権をおとしめる言動を繰り返し行うこと等により、児童生徒に著しい精神的苦痛を与える重大な事態に至らしめた教職員</u></p>	<u>免職、</u> <u>停職、</u> <u>減給</u> <u>又は</u> <u>戒告</u>	<u>る行為をした教職員</u> <hr/> ② 治療期間が概ね 15 日以上 30 日未満の負傷を与える行為をした教職員 <hr/> ③ 治療期間が概ね 15 日未満の負傷を与える行為をした教職員 	停職 又は 減給  減給 又は 戒告

### (3) パワー・ハラスメントに係る改正

改 正 後		現 行	
不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）		不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）	
1. 標準的な処分量定		1. 標準的な処分量定	
1～9	行為等の態様	基準	行為等の態様
1～9	一般服務關係		一般服務關係
10	<p><u>パワー・ハラスメント</u></p> <p>① <u>パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員</u></p> <p>② <u>パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員</u></p>	<u>免職、</u> <u>停職、</u> <u>又は</u> <u>減給</u>	<u>（新設）</u>

		<p><u>③ パワー・ハラスメントを行ったことに</u>  <u>より、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員</u></p>	<p>停職、 減給 又は 戒告</p>		
2.	パワーハラスメントの定義	<p>「パワーハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。</p>			

#### (4) 私的な非行における横領及び窃盗に係る改正

改 正 後			現 行		
私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例）			私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例）		
1. 標準的な処分量定			1. 標準的な処分量定		
行為等の態様	基準		行為等の態様	基準	
1 (同右)	(同右)		1 (略)	(略)	
2 (同右) ① (同右)	免職 又は 停職		2 横領、窃盗、詐欺、恐喝 ① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員	免職	
② (同右)	免職 又は 停職		② 他人の財物を窃取した教職員	免職	
③ (同右)	(同右)		③ (略)	(略)	
3～6 (同右)	(同右)		3～6 (略)	(略)	

※現行規定の該当部分については別紙参照

### 3 適用

この基準は、令和7年2月1日以後に行われた懲戒処分の対象となるべき行為について適用する。

# 別紙

## 教職員の懲戒処分及び公表の指針

この指針は、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の標準的な懲戒処分の基準及び懲戒処分を行った場合の公表の基準を明確にすることにより教育行政の透明性を高め、もって教職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的とする。

### 第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

1. 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
2. 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
3. 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、また、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
4. 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
5. 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、平素の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。

### 第2 標準例及び公表基準

懲戒処分の基準（標準例）及び公表基準は、次のとおりである。

なお、この基準は令和6年1月1日以後に行われた懲戒処分の対象となるべき行為について適用する。

※教職員とは、市町村立小中学校の県費負担教職員及び県立学校の教育職員をいうものとする。

## 体罰に係る懲戒処分の基準（標準例）

### 1. 標準的な処分量定

行　為　等　の　態　様		基　　準
1	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職
2	体罰を加えたことにより、児童生徒に ① 治療期間が概ね 30 日以上の負傷又は後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員 ----- ② 治療期間が概ね 15 日以上 30 日未満の負傷を与える行為をした教職員 ----- ③ 治療期間が概ね 15 日未満の負傷を与える行為をした教職員	免職又は停職 停職又は減給 減給又は戒告

不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行　為　等　の　態　様		基　　準
一般服務関係		
1	欠勤 ① 正当な理由なく 10 日以内の間、勤務を欠いた教職員 ② 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間、勤務を欠いた教職員 ③ 正当な理由なく 21 日以上の間、勤務を欠いた教職員	減給又は戒告 停職又は減給 免職又は停職
2	遅刻、早退 正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、当該遅刻又は早退により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、1 の欠勤の例による。	免職、停職、減給又は戒告
3	休暇の虚偽請求、勤務態度不良、虚偽報告、営利企業等従事 ① 私傷病休暇、特別休暇、介護休暇等について虚偽の請求をした教職員 ② 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員 ③ 事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員 ④ 許可なく営利企業等に従事した教職員	減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告
4	職場内秩序びん乱 ① 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員 ② 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員	停職又は減給 減給又は戒告
5	違法な職員団体活動 ① 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県（市町村）の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員 ② 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員	減給又は戒告 免職又は停職
6	秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員	免職又は停職

7	政治的行為の制限違反	
	① 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした教職員	減給又は戒告
	② 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした教職員	停職又は減給
8	③ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした教職員	免職又は停職
	公務員倫理違反	
	① 賄賂を收受した教職員	免職又は停職
9	② 利害関係のある事業者等から供應接待を受けた教職員	停職、減給又は戒告
	③ 利害関係のある事業者等と共に飲食し、遊戯をし、ゴルフをし、又は旅行をした教職員	戒告
	内部通報	
1	① 非違行為の事実を内部機関に通報した教職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした教職員	停職又は減給
	② 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した教職員	減給又は戒告
公金等取り扱い関係		
1	横領、窃取等 公金等の横領、窃取等の行為をした教職員	免職
2	紛失、盗難、出火等 ① 公金等を紛失した教職員	減給又は戒告
	② 重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員	減給又は戒告
	③ 過失により職場において出火等を引き起こした教職員	減給又は戒告
3	県（市町村）の財産の損壊 故意又は重大な過失により職場において県（市町村）の財産を損壊した教職員	減給又は戒告
4	公金等の不適正処理 公金等の不適正な処理をした教職員	減給又は戒告

私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行　為　等　の　態　様		基　準
1	放火、殺人、強盗、麻薬・覚醒剤等の所持又は使用 ① 放火又は殺人を犯した教職員	免職
	② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員	免職
	③ 麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した教職員	免職
2	横領、窃盗、詐欺、恐喝 ① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員	免職
	② 他人の財物を窃取した教職員	免職
	③ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	免職
3	暴行、傷害、器物損壊 ① 暴行を加え、又はけんかをしたことにより人に傷害を負わせた教職員	免職、停職 又は減給
	② 暴行を加え、又はけんかをし、人に傷害を負わせるに至らなかった教職員	減給又は戒告
	③ 故意に他人の器物を損壊した教職員	減給又は戒告
4	賭博 ① 常習として賭博した教職員	停職
	② 賭博をした教職員	減給又は戒告
5	酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員	減給又は戒告
6	条例違反 島根県青少年の健全な育成に関する条例、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例などの条例に違反した教職員	免職、停職、 減給又は戒告

## 島根県指定文化財の指定について

### 1 趣旨

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、以下の文化財を島根県指定文化財に指定することを、島根県教育委員会に付議する。

### 2 内容

#### 島根県指定有形文化財の指定

名称及び員数 大座西古墳群出土品 一括

### 3 指定理由

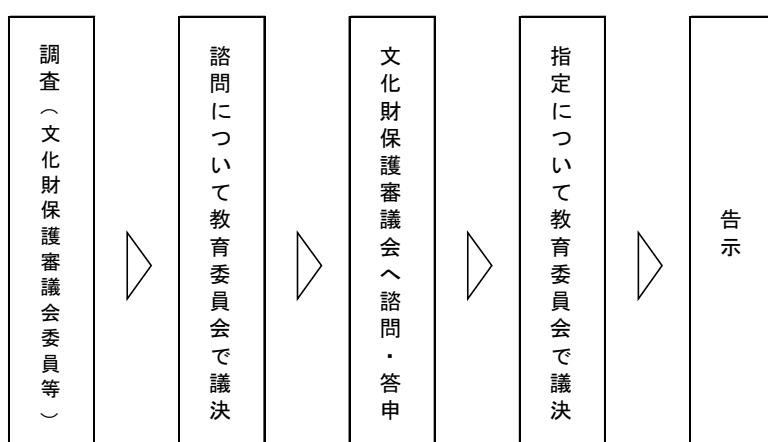
令和7年1月21日に開催された島根県文化財保護審議会において、当該文化財を島根県指定文化財に指定することが適当であるとの答申を受けたため。

(参考) 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)の関係条項抜粋  
第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

(中略)

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める島根県文化財保護審議会(以下「県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

### 島根県指定文化財の指定の流れ



島文審第1号  
令和7年1月21日

島根県教育委員会様

島根県文化財保護審議会会員



### 島根県指定文化財の指定について（答申）

令和7年1月21日付け島教文財第818号で諮問のあったことについて、島根県文化財保護審議会の審議の結果、島根県文化財保護審議会条例第2条（昭和50年12月24日島根県条例第58号）に基づき、下記のとおり答申します。

#### 1 有形文化財（考古資料）の指定

##### (1) 名称及び員数

大座西古墳群出土品 一括

##### (2) 答申内容

島根県指定有形文化財に指定する価値があるものと認めます

## 島根県指定有形文化財の指定

- 1 種 別 有形文化財（考古資料）  
2 名 称 大座西古墳群出土品  
3 員 数 一括  
4 所有者 隠岐の島町  
5 所在地 隠岐郡隠岐の島町今津 346-2  
6 時 代 古墳時代後期～奈良時代（6世紀後半～8世紀）  
7 古墳の概要

### (1) 概要（図1）

大座西古墳群は2基の古墳で構成され、隠岐郡隠岐の島町下西の西郷湾に面した標高45～50mの丘陵に所在。平成14年度及び16年度の発掘調査で出土し、その年代から2号墳（6世紀後半）、1号墳（6世紀末～7世紀前半）の順に築造されたと推測。

### (2) 1号墳（図2）

径約11mの円墳と推定され、埋葬施設は南側に開口する横穴式石室。石室の規模は、玄室が幅1.8m、奥行3.1m、羨道が幅約0.8m。

石室内からは、大刀片、大刀の環付足金具、鉄鎌と須恵器甕片が、古墳の周溝からは、須恵器壺、長頸瓶等が出土。

### (3) 2号墳（図3）

墳形や規模は、後世の開墾等によって不明。埋葬施設は南西に開口する横穴式石室。玄室の幅が2.8m、奥行は3.6m以上と考えられ、玄室幅を比較すると、隠岐郡内の古墳では最大規模。

石室内を中心に多種多様な副葬品が出土し、須恵器の製作年代から少なくとも3次にわたる埋葬がなされたと推測される。（6世紀後半、7世紀前半、8世紀初頭）

## 8 出土品の内容（図4）

### (1) 1号墳

7世紀前半の環付足金具（図5）の出土により、階層の高い者が持つ装飾付大刀の副葬が推測され、有力豪族の墓であることが推測される。

### (2) 2号墳

#### ① 初期埋葬時（6世紀後半）の副葬品

多くの種類の土器、鉄製武器、鉄製工具や装飾品が見られ、隠岐諸島6世紀後半の有力豪族の古墳副葬品の全体像を知ることができる資料。

#### ② 最終埋葬時（8世紀初頭）の副葬品

畿内産の土師器や県内出土事例が少ない銅椀、一式で出土する事例が限られる  
鎔帶金具が出土。この鎔帶金具一式（図6）の出土から、被葬者が奈良時代の官人の身分をもった人物と推測され、当時の郡司である可能性がある。

## 9 指定の理由

本資料は、古墳時代の在地の有力豪族が、世代を経る中で、奈良時代には律令官人となる過程を一つの古墳群内で辿ることができる貴重な一括資料であり、県内でも類例がないことから、県指定文化財として保護することが適當である。

## 10 調査報告書

隠岐の島町教育委員会 2006『大座西遺跡発掘調査報告書』

## 11 資料調査

島根県文化財保護審議会 會下和宏委員（島根大学総合博物館教授／考古学）

## 12 資料内訳

古 墳	種 別	数	細 別	数
1号墳	須恵器	4		
	環付足金具	1		
	鉄器	5	大刀片 鉄鏃片(長頸鏃)	3 2
2号墳	須恵器	36		
	土師器	12		
	鉄器	63	大刀類(刀装具片含む)	14
			矛	1
			弓金具	1
			鉄鏃(破片含む)	38
			刀子類(鹿角製刀子1)	6
			鉄斧	2
			ヤリガンナ	1
	耳環	5		
	銅椀	1		
	跨帶金具	8	(鉸具1、巡方4、丸鞆3)	
	不明銅製品	1		
	玉類	14	(勾玉10、切子玉1、ガラス丸玉1、土製小玉2)	
	計	150		



図1 大座西古墳群の位置



図2 大座西1号墳の横穴式石室



図3 大座西2号墳の遺物出土状況



図4 大座西古墳群出土品（主な資料）



図5

1号墳出土  
かんつきあしかなぐ  
環付足金具

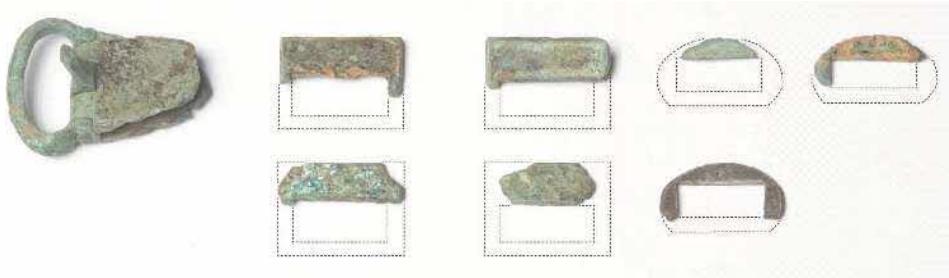


図6 2号墳出土の鎧帶金具

## しまね教育振興ビジョン（案）について

### 1 策定経過等

令和6年3月18日 島根県総合教育審議会へ諮問

「今後を見通した島根県の教育の在り方について」

9月20日 答申

10月23日 素案を県議会へ報告

10月24日～11月25日 素案に対するパブリックコメント等を実施

### 2 パブリックコメント等の状況

(1) パブリックコメント 別紙1のとおり

意見者 7名

意見 16件

(2) 教育団体・教育関係者からの意見 別紙2のとおり

団体等 9団体等

意見 57件

### 3 しまね教育振興ビジョン（案）

別紙3のとおり

### 4 今後のスケジュール

令和7年3月 最終案を県議会へ報告

教育委員会会議で議決

## パブリックコメントに対する県の考え方

### 対応区分

A:しまね教育振興ビジョン（案）へ反映したもの

B:ご意見の趣旨は、既にしまね教育振興ビジョン（素案）に盛り込まれているもの

C:今後の取組の参考とさせていただくもの

NO.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
1	ビジョン全体について	<p>全般に現状と課題では、島根の良さ、すばらしさが書かれず、課題（問題）ばかりが目立ち、課題山積しているような感じがします。</p> <p>前文でも、島根の良さは、「自然」「人と直接かかわる」「ふるさと」など何度も出てきますが、それ以外は文中に見出せません。</p> <p>人は、「良さ」からさらなる「強み」を見出し、他県にはないすばらしさとして、「オリジナリティ」を出していけると思っています。もっと、他県にはない強みを出すことで、「ビジョン」も明るくなるように感じました。</p> <p>また、子ども基本法、子ども大綱などの法的根拠、また島根県オリジナルの「ふるさと教育」「福祉教育」（不勉強で、存じ上げません）などの用語については、県内外から島根を応援する方々の理解を図るために、注釈などを加えることにより、さらなる共通理解が図られることを期待しています。</p>	<p>「しまね教育振興ビジョン」は、向こう5年間の教育の方向性を示すものであり、「現状と課題」「今後の方向性」については、要点を絞ってわかりやすい内容となるよう記述しています。</p> <p>ご指摘の島根の良さや素晴らしさは、すべての施策を検討するうえでベースになることから、「II 島根らしい魅力ある教育の推進」（P3）に総括的に記載しています。</p> <p>なお、共通理解を図るため、必要と思われる用語について、注釈を追記しました。</p>	B A
2	ビジョン全体について	<p>上記の具現化の一つとして、国体を例にご提案申し上げます。</p> <p>2030年に貴県にて開催されると伺いました。このビジョンの最終年度の前年度開催ですよね。ビジョン実現と大いに被る期間です。国体では、競技をはじめ、体育やボランティアなど、「国体をめざして」「国体を通して」「国体だから」できる知事部局、市町村連携、学校連携等の施策があります。市町連携、知事部局連携などの文言は複数回で出てまいりますが、せっかく巨額の予算化事業であるので、良さの具体案の一つとしてはいかがでしょうか。</p>	<p>令和12年に開催が予定されている国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会（以下「島根かみあり国スポ・全スポ」という。）は、その順位を競うだけでなく、大会に向けた環境づくりを通して、障がいのある子どもも障がいのない子どもも、ともにスポーツに対する興味・関心が高まることやスポーツを通して地域につながること、また、大会終了後も子どもたちが将来にわたってスポーツに親しむことができる環境につながると考えていることから、「島根かみあり国スポ・全スポ」を契機に子どもたちがスポーツに触れる機会を確保してまいります。（関連P32）</p> <p>また、中学校と高校の部活動においては、「部活動指導員」「地域連携指導員」「地域指導者」の3つの区分の外部指導者の配置等により、教職員の負担軽減や中学校の部活動地域移行を見据えた指導者養成などの他、「島根かみあり国スポ・全スポ」の役員、審判員、サポーター等の成りとなる人材を養成していく側面もあると考えていることから、市町村や知事部局と連携しながら、様々な視点から子どもたちのスポーツ活動を支援してまいります。（関連P50）</p>	C

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
3	ビジョン全体について	<p>概要読んだけど、ふわふわの精神論で全く具体性がなくて税金泥棒かと思った。</p> <p>多様性だの、個性だの言ってそれをどうやって実現していくか記載しなさ過ぎ。</p> <p>教員への職場環境や警察への通報やエアコン導入とかやることいっぽいあるのくせに、こんなことで仕事した気になるなら馬鹿みたいだと思う。</p> <p>まず個性や多様性を受け入れさせたいなら教師の目が届くように学級の人数を減らすべき。国際的にも多過ぎる。残業もきちんと残業代を払わせるべき。部活も仕事として対価を払え。もしくはなくせ。</p> <p>あと、いじめが発生する前にどのラインが犯罪なのか結果どうなるか法的な授業と人権教育、性教育が必須。このレベルならすぐ学校通さないで通報するとか、監視カメラつけるとかやることいっぽいあるでしょう。いじめは基本的にいじめた人間に通学を禁止すべきだし。</p> <p>あと、勉強させたいなら教室や体育館にエアコンをつけること。給食無料化もすぐに。</p> <p>最低限これくらいは当たり前でしょう。</p> <p>これを達成もしないで綺麗事で誤魔化すのやめてください。</p>	<p>「しまね教育振興ビジョン」は、向こう5年間の教育の方向性を示すものです。</p> <p>ご指摘いただいた、教員の職場環境の改善やエアコンの設置、いじめへの対応等にかかる詳細の対応について、そのすべてを記載することはできませんが、予算編成の状況等を踏まえて「今後の方向性」に追記したほか、別途策定している施策ごとの計画や方針等により、個別に対応しています。</p>	C
4	こども基本法について	<p>前文、諮問文にこども基本法に基づく「こども大綱」の文言があります。法律の方が上位法であります、人権教育ではこども基本法です。どこがちがうのでしょうか。</p>	<p>こども大綱は、こども基本法に基づいて、こども施策に関する基本的な方針や重要事項が定められており、「しまね教育振興ビジョン」の策定に関連があることから記載しています。</p> <p>人権教育（関連P 8、P 28）では、こども基本法第3条（基本理念）において、基本的人権の保障が明確に規定されているため、これを引用しています。</p>	B
5	学力について	<p>P 15の表の上に「学力とは、以下の育てたい資質能力を示す」とありますが、P 10では、まず学力とは、各教科の学力とあります。</p> <p>(上記の記述の後に)「小学校に始まる教科学習…」とあります。小学校と就学前機関の「架け橋」もビジョン中に示されておりますが、学力の基礎とは、幼児教育段階から培われてるものであると考えておりました。</p>	<p>P 15における学力は、「しまね教育振興ビジョン」全体において学力をどのように捉えているか記載したものであり、これから時代を生き抜くための人間力や、社会と協働しながら課題を解決していく社会力などを含めた、育てたい資質・能力のすべてを示しています。</p> <p>一方で、P 10のご指摘の部分における学力は、「ここでいう学力とは」として狭義の教科学力を説明していることから、このような記載としています。</p>	B
6	学びを展開する社会力について	<p>「一つには社会性です」とあり「もう一つは」とあるが、「他方は？？」でしょうか？</p> <p>本文と後に続く箇条書きの(1)から(4)と関係するのでしょうか？もしくは、箇条書きは、本文のこれはもしかしたら発展系なのでしょうか。</p>	<p>P 11に記載する学びを展開する社会力は大きく2つの意味がありますが、2つが相まって学びを展開する社会力が構成されると考えており、「他方では」とすると、別の方向をイメージさせる可能性があると考え、この表現を使っています。</p> <p>箇条書きの(1)～(4)は、育てたい資質能力である学びを展開する社会力の具体的な姿や力として記載しています。</p>	B

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
7	I C T の活用について	<p>小中学校での I C T の活用が進まない理由の一つとして、自治体ごとで異なる O S を使用している点を指摘します。</p> <p>自治体ごとで異なる O S を使用することで、教職員の異動に伴い、今まで使っていたものが使えないといったことが起きている、今後起きるのではないかでしょうか。</p> <p>島根県の教職員は全県単位で異動するため、O S の統一は必須であると考えます。</p> <p>先日、近く行われる端末の入れ替えの際に O S の統一をしないという判断をされたことを拝見しました。その理由の一つとして、現在教員が作成したものが使えなくなる→使えるようにするための作業が大変ということを挙げているようですが、今後 I C T の活用が進んでいき、コンテンツが増加すればするほど、先に述べたような作業が増え、業務量が増えてしまうのではないかでしょうか。</p> <p>また、Windowsマシンの起動の遅さは、授業で使用するには適さないほど遅いということに、教育委員会の皆様も気づいておられるかと思います。限られた授業時間ですから、起動に時間を取られるならば、使用しないという判断は至極真っ当な判断であると考えます。</p>	<p>市町村立学校のO S の統一については、市町村と県とで構成する G I G A スクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）で議論をしてきましたが、市町村におけるO S の使用実態や地域の実情を踏まえた市町村の判断を尊重し、統一は困難との結論に至りました。</p> <p>今後は、O S や端末の調達に向けて、仕様書の統一や入札を一括して行う方法などについて、市町村の意向を尊重しながら、引き続き協議会で議論してまいります。</p> <p>I C T を活用した教育については、学力育成会議における事例紹介や、各種研修等を通じて推進してまいります。</p>	C
8	島根を愛する人づくりについて	<p>6 ページの記述（3 段落目）について</p> <p>小中学校で行っているふるさと教育は地域を知り、体験するだけではありませんが、そんな風にも読めます。総合的な学習の時間でふるさと教育を行っているならば、小中学校でも地域の課題を探究する学習を行っているはずです。</p> <p>「高等学校での探究的な学びでは～」とありますが、高等学校で初めて探究的な学びを行うわけではありません。小中学校とつながっている、あるいはつなげるべきは、小中学校のふるさと教育というよりも、小中学校での探究的な学びだと思います。</p>	<p>小中学校においても「探究的な学び」が実践され、高等学校においても「ふるさと教育」の視点をもった学習活動が展開されています。</p> <p>学校種で「ふるさと教育」と「探究的な学び」を分けていると受け止められないよう、ご意見を踏まえ、P 6 と P 23 の表現を修正しました。</p>	A
9	ふるさと教育や探究的な学びの推進について	<p>23ページの記述（現状と課題の 2 つ目の○）について</p> <p>ふるさと教育の課題について、学年進行を考慮した系統的・発展的な学びになっていない状況があるというのはその通りだと思いますが、一番の課題は、総合的な学習の時間に行うふるさと教育が、知ることと体験で終わるがちで、地域の課題を探究する学びになっていないことだと思います。「ふるさと教育や探究的な学びの推進」という項目、探究的な学びの推進という項目であれば、ふるさと教育の課題を探究的な学びの面からもきちんととらえて記述るべきだと思います。</p> <p>項目全体としても、小中学校の探究的な学びについて、全く触れられていないのは問題だと思います。</p>	<p>No. 8 と同じ</p>	A

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
10	ふるさと教育や探究的な学びの推進について	<p>23ページの記述（「現状と課題」の5つ目の○と「今後方向性」の3つ目の○）について      小中学校における総合的な学習の時間の探究的な学びを発展させて行うのが、高等学校の探究的な学びであり、ふるさと教育による学びを発展させるというのは非常に違和感があります。      「高等学校では～探究的な学びを深めています。」とありますが、高等学校だけでなく、こういう学習は中学校でも行うべきだし、地元の企業や行政等と連携して探究的な学びを深めている学校もあります。      小中学校で取り組むふるさと教育と高等学校における探究的な学びのつながりを意識した学習活動とありますが、どういう意味で書いてあるのでしょうか。つながりを意識するべきは、小中学校の探究的な学びと高等学校の探究的な学びであり、課題設定の在り方の違いなどを踏まえて、そのつながりについてきちんと書いた方がよいと思います。</p>	No. 8 と同じ	A
11	ふるさと教育や探究的な学びの推進について	<p>代案～地域や社会の課題解決に向けた探究的な学びの推進      この項目は、「地域や社会の課題解決に向けた探究的な学びの推進」というように、小中学校・高等学校の探究的な学びの推進を中心に記述るべきだと思います。現行の学習指導要領のみならず、これからの中でも探究的な学びが非常に重視されています。渋谷区のような思い切った取組をする自治体も現れています。      もしふるさと教育という項目も踏まえて記述するならば、ふるさと教育も探究的な学びの文脈で充実を図るように記述すべきだと思います。地域や社会とのかかわりについては、現行のビジョン（16ページの表）にも整理してあります。ふるさと教育の系統的・発展的な学びというのは、まさにこの表を踏まえた学びではないでしょうか。この表も生かしながら、就学前、小中学校から高等学校までを通じた探究的な学びの推進について記述するのは、とても分かりやすいと思います。      この項目について再考いただきますようお願い申し上げます。</p>	No. 8 と同じ	A

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
12	国際理解教育の推進について	<p>「竹島に関する教育のトップランナー」を自認される島根県教育委員会が、「しまね教育振興ビジョン」に、竹島に関する学習の充実をうたわれることは、県民や県外の方、領土問題の関係国に、島根県教育委員会の竹島問題を解決する意志や覚悟を示すうえでも意義があると考えます。</p> <p>しかし、【現状と課題】の○の4つ目は、現状と課題の記述として適切でしょうか。むしろ、【今後の方向性】の記述であるように感じます。</p> <p>また、島根県政世論調査から、世代間で竹島に関する関心に差があることが明らかになっていることから、竹島に関する学習の【今後の方向性】の中に、社会教育における領土に関する教育の推進についても記述されるべきと考えます。</p> <p>我が国の固有の領土である、竹島や北方領土が他国に不法に占拠されて長い年月解決できない状況や、尖閣諸島周辺の動きの緊迫化、ロシアによるウクライナ侵略等、力による一方的な現状変更やその試みが行われている世界の現状を踏まえると、国家の主権が侵害されている領土に関する問題を解決しようとする主権者を育成することが喫緊の課題であると考えます。国においても、令和5年度に、「『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」の資料が発行されていることはご承知のとおりです。</p> <p>「しまね教育魅力化ビジョン（令和2年度—令和6年度）」には記載のあった「主権者教育」に関する項目がなくなったことを見直していただき、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を養うことを目指す主権者教育の理念を、「しまね教育振興ビジョン」に明確に記述していただくことを望みます。</p> <p>以上のこと踏まえた提案は、「主権者教育」の項を立て、その中に竹島や北方領土の領土問題や、尖閣諸島に関する問題を主権者として解決しようとする力を養う取組を推進する旨を記述し、教育委員会と知事部局の総務部総務課が連携して取り組みを進めることです。領土問題を解決する力は、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力を養うことが主となる「国際理解教育」の推進では十分に養えないと考えます。</p>	<p>「しまね教育振興ビジョン」において「基本目標を実現するための具体的施策」とした30の施策は、向こう5年間において、教育に関わる関係者の方々と特に方向性を共有したいと考えるものをおあげており、ここに挙げていない施策についても学習指導要領に基づいた指導を行ってまいります。</p> <p>現ビジョンにおいては、策定時に公職選挙法の改正による選挙権年齢の引き下げや、民法の改正による成年年齢の引き下げなど、国において大きな動きがあったことから、新たに「主権者教育や消費者教育の充実」という項目を設けた経緯がありますが、竹島教育については、従来より「国際理解教育の推進」において整理しています。</p> <p>社会教育においては、県教育委員会として特に竹島教育をテーマとした取組は行っていませんが、隠岐の島町の久見竹島歴史館を活用した学習など、地域の実情に応じて取り組まれている事例があります。</p> <p>ご指摘のとおり、主権者教育や竹島教育は重要であると考えておりますので、引き続き様々な学習の場面を通して推進してまいります。</p>	B

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
13	地域との協働について	<p>現在の魅力化ビジョンでは、特定のプラットフォームが教育で金儲けをしているようにしか見えません。</p> <p>社会に開かれた教育課程であるから、地域と協働して子供達の学びを作ることは大切なことかもしれません。しかし、今のように特定の財団がイニシアティブをとっているような状況では、学校や教職員の指導力や教育力は低下する一方であると考えます。</p>	<p>県立学校における地域と協働した教育活動は、中山間地域・離島の小規模高校から始まりました。県教育委員会では、平成23年度から28年度までにかけて、この活動の推進組織である、高校、行政、地域住民等からなる各地域の協議会に対して、こうした活動に携わってきた実績のある一般財団法人地域・教育プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と連携しながら支援を行ってきました。</p> <p>また、この活動を県内すべての高校へ展開していくに当たっては、県教育委員会だけでなくプラットフォームへの事業委託等により、中山間地域・離島の高校で得られた知見や経験の普及を図ってきており、委託の際には、適切な積算による予算執行を行っています。</p> <p>学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域人材の活用や事業の適切な外部委託を行うことは、教職員の負担軽減のほか、経験値の蓄積や指導力の向上にもつながると考えますので、引き続き適切な人材等の活用を進めてまいります。</p>	C
14	不登校児童生徒等への支援について	<p>不登校児童生徒の増加や、背景の複雑化・多様化、それぞれが抱えている課題の困難化は学校だけで対応できる状況ではないと捉えています。</p> <p>【今後の方向性】の中に、学びの多様化校や、全国での設置が進んでいる夜間中学校に関する記述がないことは、島根県としては設置を考えていないことでしょうか。P 2 の 5 の(1)には教育に関わる多様な主体との連携・協働として、市町村等との連携が記述されていますが、学びの多様化校や夜間中学校の設置を各市町村に丸投げすると誤解されないよう、何らかの記述がなされるべきではないでしょうか。P 30 の図の中にも、学びの多様化校や夜間中学校に関する記述がなされるべきと考えます。</p> <p>P 2 の 5 の(1)には知事部局との連携も記述されています。国においては「こども家庭庁」が設置され、こども政策の司令塔として不登校やいじめに関する施策を推進しておられます。島根県においても教育委員会と知事部局の青少年家庭課や子ども・子育て支援課等とが一体となって、就学前から義務教育修了後も含めた子育て全体の課題として、不登校児童生徒等への支援を進めていく決意を記述していただくことを望みます。</p> <p>また、【今後の方向性】の中に、「フリースクールなど、民間機関との連携」に関する記述があります。法的に定義されていないフリースクールと学校の連携には困難を伴う場合があると認識しています。この際、県が一定の教育水準を保障する、公設のフリースクール的な教育機関を設置し、学校との連携の推進を図られてはいかがでしょうか。</p>	<p>学びの多様化学校については、市町村教育委員会において、対象児童生徒数の規模や通所可能範囲など、地域の実情に対応するため、分校型や分教室型を検討しているところもあると伺っております。県教育委員会としては、市町村に対して国から提供される先進事例を提供するなど、支援に努めています。</p> <p>また、夜間中学については、宍道高校や浜田高校の定時制・通信制課程における学び直しにより対応できるものと考えています。</p> <p>いずれにおいても、県教育委員会として設置することは考えておりませんが、今後、市町村において設置を検討される場合は、国から提供される先進事例の提供や教員配置等の相談に対応してまいります。</p> <p>知事部局においては、今年度中に国の「こども大綱」を踏まえた「こども計画」を策定することとしており、県教育委員会としても「しまね教育振興ビジョン」との整合を図りながら策定に携わっています。</p> <p>不登校支援を含む教育上の支援が必要な子どもへの学びの保障についても、引き続き知事部局との連携を図りながら施策に取り組んでまいります。</p> <p>いわゆるフリースクールについては、学校や教育関係機関との相互理解に基づく連携・協働を推進することを目的として、昨年10月にフリースクール等連絡協議会を設置しました。今後は、この協議会において、フリースクールでの出席認定や学習評価などの課題の整理や改善を図ってまいります。（関連 P 33）</p> <p>なお、県教育委員会として、「公設のフリースクール的な教育機関」の設置は考えておりませんが、公的機関である「教育支援センター」を設置する市町村への支援を継続するとともに、センター設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行ってまいります。（関連 P 34）</p>	B

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
15	社会教育について	<p>P40の社会教育について、今後、益々社会教育が重要になると予想するが、あまりに当たり前のことしか記述がない。市町村に向けて気運の醸成を図るために具体的にどういう手を打つのか。</p> <p>また、指導者の育成には学びが不可欠だが、今の社会教育センターの体制はあまりに貧弱。センターの充実が指導者育成に絶対必要。</p> <p>○2と3は、「今後の方向性」と言いながら、今やっていることと変わらないので、もっと検討が必要ではないか。</p>	<p>社会教育に関する施策については、「社会教育における学びの充実」(P40)に記載の他、「家庭教育支援の推進」(P42)、「体験活動の充実」(P43)、「図書館サービスの充実」(P51)にも記載しています。なお、「しまね教育振興ビジョン」は、向こう5年間の教育の方向性を示すものであり、取組のすべてを詳細に記載することはできませんが、このたび予算編成の状況等を踏まえて「今後の方向性」に追記した他、別途策定している施策ごとの計画や方針等により、個別に対応してまいります。</p>	A
16	社会教育について	<p>P40の社会教育について、教育長は社会教育推しと聞いていたが、今まで全く変わらない書きぶり。当たり障りのない表現だが本当に検討したのか。業界のトップランナーなりの方向性を示してほしい。</p>		

## 教育団体・教育関係者からの主な意見に対する県の考え方

### 対応区分

A:しまね教育振興ビジョン（案）へ反映したもの

B:ご意見の趣旨は、既にしまね教育振興ビジョン（素案）に盛り込まれているもの

C:今後の取組の参考とさせていただくもの

No.	項目	意見の内容	県の考え方	対応区分
1	学校の役割について	P 4 の 1 の「学校の役割」の 3 行目の「自己肯定感」について ここでいう自己肯定感は、自分の良さや可能性についての認識に留まっているが、本来の意味での自己肯定感は、良い面も悪い面も含むありのままの自分を受け入れ自らを肯定することであり、それを踏まえた行動や考え方につなげることができることに、自己肯定感を育むことの重要性があるのではないかと思う。その意味において、自己肯定感の説明が少々狭義的になっているのではないかと思われる。	「自己肯定感」には、自らの在り方を評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などがあり、ありのままの自分を肯定する気持であると考えており、「可能性」という言葉で整理しています。	B
2	基本理念について	P 8 の従来の「基本理念」は掲げないという理解でよいか。	基本理念は掲げず、より具体的で現実的な 3 つの「基本目標」により、向こう 5 年間の取組を推進していくこととしました。	B
3	基本目標について	P 8 の 2 「実体験に根ざした本物の教育～地域とともにある学校～」の「実体験に根ざした本物の教育」について 文中において、「ICT 活用については言うまでもありませんが」という趣旨の記載があることから、ICT 教育は「本物」に対する「偽物」であるという誤認を招くおそれがあるのではないかと感じられる。「本物の」を削り、「実体験に根ざした教育」とした方が表現として良いのではないかと思われる。	「実体験に根ざした本物の教育」は、ふるさと教育をはじめとした島根らしい魅力ある教育をより端的に表現したもので、島根県総合教育審議会においても、大切なキーワードとして答申に盛り込まれたものです。 ICT 活用は、教育の手段の一つであり、「本物」との記載をもって、ICT 活用が「偽物」であるという誤認を招くおそれはないと考えています。	B
4	基本目標について	P 8 の 3 「挑戦心、探求心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校～」の 4 行目「受動的に知識を身に付ける」について 「主体性の育成」に対する「受動的」という表現であるとは思うが、現状として、島根の有する恵まれた学習環境により、既に主体的な学びに積極的に取り組む子どもも多く存在することから、「受動的に知識を身に付けるだけ」という表現はあまりふさわしくないように感じる。「受動的に」を削除し、「知識を身に付ける」のみとしたほうが良いのではないかと思われる。	「知識を身に付ける」ことは、既存の知識と関連付けられたり組み合されたりしていく過程で、様々な場面で活用される基本的な概念を身に付けることと考えており、「受動的に知識を身に付けるだけでなく、」の後段に続く「学んだことを使って現実の問題を考えたり課題を発見したり、問い合わせ立て探究したりする主体性」に相対する表現として、あえて表現しています。	B

No.	項目	意見の内容	県の考え方	対応区分
5	学びの中核をなす学力について	<p>P 10 学びの中核をなす学力の4段落目の「真に使いこなして」以降について      これ以降は、I C T の光と陰の部分についての記述かと思う。陰の部分の諸課題への対応ももちろん大切ですが、光の部分としてどのような恩恵があるのかを同時に書き示す必要があるのではと思います。「真に使いこなす姿」として以下のような文言があると、より先生方がイメージをもててよいのではないかと感じます。校長として I C T 活用を推進する立場としても拠り所にできます。（紙面や文字数の制限があるかもしれません）</p> <p>「真に使いこなして、自分の学びの力を高めていくことが必要です。I C T がもたらすクラウド環境を生かして、複数の他者の考えを即時に共有し参考しながら自分の考えを更新したり、他者の考えを確認、質問する交流をしたりしながら学びを深め、主体的に学びに向かう力を育成することが重要です。そのためには、教職員の専門的な指導力が必要となります。また、加えて個々の子どもの置かれている・・・」</p>	ご意見を踏まえ、G I G Aスクール構想の段落に追記しました。	A
6	学校種について	<p>P 16及びP 30      ・「高等学校」ではなく「普通科高校／専門高校」としてあるのはなぜか。      ・基本目標に「すべての子どもが学びの主人公」とあるのに、「特別支援学校」がないのはなぜか。</p>	<p>P 16及びP 30の図表における「普通科高校／専門高校」については、分かりやすい表記とするため、「高等学校」に修正しました。      また、「特別支援学校」についても、「小学校（特別支援学校小学部を含む）」などに修正しました。</p>	A
7	学校種の定義について	普通科高校、専門高校という表現があるが、この記載だと総合学科はビジョンの対象外と受け取られかねない。総合学科が読める記載を検討してほしい。	P 16及びP 30の図表並びに「理数教育の充実」（P 20）及び「地域を担う人づくり」（P 39）において、「高等学校」又は「専門高校（専門科系総合学科高校を含む）」に修正しました。	A
8	基本目標を実現するための具体的施策について	<p>大切な視点をたくさん挙げてもらい、感謝しています。      教育現場からすると、島根の子どもたちは、「人とよりよく関わる」ことが、他の都道府県の子どもたちと比べて少ないと考えます。離島、中山間地域が多いこと、学校、学級規模が小さいことなどが理由です。そのため、固定化された人間関係の中で過ごすことで、人と関わる経験、新しい人間関係づくりなどが不足していると考えています。いじめの問題や不登校もこのことに起因することが多いと思います。</p> <p>島根県の教育として、「人とよりよく関わる」ことを意図的、意識的に進める必要があると考え、具体的施策の中に盛り込むことをお願いしたいです。</p>	<p>島根には、人と人が直接ふれあい、つながりながらともに学び合う地域社会があり、これは都会にはない島根の教育の強みであると考えています。これらは、すべての施策のベースであることから、「人と人のふれあい、つながりによる学び」（P 3）に記載しています。      また、「家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開」（P 4）に記載のとおり、引き続き学校、家庭、地域が連携しながら島根の教育を進めてまいります。</p>	B

No.	項目	意見の内容	県の考え方	対応区分
9	基礎学力の育成について	P16 基礎学力の育成の「今後の方向性」の二つ目の○について言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する上で、ICT活用も欠くことのできないものと思う。それはもう当たり前のことなのであえて書いていないということかもしれないが、島根の先生方の指針となるので「学校図書館を活用した授業及びICTを活用した授業」という文言が書かれていると良いのではないか。	ご意見を踏まえ、「基礎学力の育成」（P17）及び「ICTを活用した教育の推進」（P21）の「今後の方向性」において、一人一台端末を活用した学びについて追記しました。	A
10	基礎学力の育成、理数教育の充実について	P17及びP20 ・各教科等の学力の基盤として「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」とあるが、全学調の考え方との整合性は図られているか。 ・また、いわゆる『たつじんテスト』における考え方であると思われるが、今井先生の理論や研究を知らない者にとっては説明不足ではないか。	「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」については、学力の育成に重要な要素であり、全国学力・学習状況調査と考え方を異にするものではありませんが、ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 また、各教科等の学力の基盤として「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等については、注釈により説明を追記しました。	A
11	不登校生徒等への支援について	〔今後の方向性〕において、民間機関との連携の一つとしての「フリースクール」の記載があるが、取り組みが進んでいる「校内フリースクール」について併せて記載する必要があるのではないかと考える。	学校の空き教室を活用した校内教育支援センター（校内フリースクール）を活用した不登校児童生徒への支援は、各学校で取り組まれています。 ご意見を踏まえ、「不登校児童生徒等への支援」（P34）の「今後の方向性」に、学校の空き教室を活用した不登校児童生徒の居場所の提供などについて追記し、必要な支援を継続継続してまいります。	A
12	学校と福祉の連携について	素案を拝見しましたが、現場の実態にあわせた内容で、かなり踏み込んでいるなという印象を持ちました。ぜひこの方向性でまとめていただければと思っています。あわせて以下のようないい處もあればよいように思いましたので、お伝えします。 素案では、「1 発達の段階に応じた学力の育成」と「2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障」について重点的に取り組むとあり、さらに「学校と福祉の連携」についても記載がありました。であれば、「島根県子どもの生活に関する実態調査」についても記載があるとさらによいのではないでしょうか。 スケジュール的に厳しいとは思いますが、「子どもの実態→具体的政策」の形がより具体的でしょうし、実態調査についても9月議会で出川議員から質問のあったところですので、素案にも反映されるといいように思いました。	ご意見を踏まえ、「学校と福祉の連携の推進」（P35）において、「島根県子どもの生活に関する実態調査」について記載しました。	A

No.	項目	意見の内容	県の考え方	対応区分
13	学校と福祉の連携の推進について	<p>・さまざまな背景のある子供たちが通っている現在の学校において、子供たちを支えるためには学校だけでなく福祉との連携は必須であると考えます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や活用が進むような予算措置をお願いいたします。</p> <p>・子供たちのサインを我々教職員が見逃さないようにしなければいけないことはもちろんですが、とは言え先生方は普段、非常に複雑で困難な業務に追われ子供と向き合う時間が削られている状況もあります。または、向き合う時間的にも気持ち的にも余裕がない先生方おられます。</p> <p>子供たちとしっかりと向き合い、子供たちのちょっとしたサインを見逃さないようにするためにも、働き方改革の推進をお願いいたします。</p> <p>・医療的ケア、医療的配慮の必要な子供は増加しています。普通校への進級、進学も増えてくると思われます。福祉との連携に加え、「医療との連携」も加えていただくようお願いいたします。</p>	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置や活用については、「不登校児童生徒等への支援」(P33) 及び「学校と福祉の連携の推進」(P35) の「今後の方向性」において、その充実を図ることとしています。</p> <p>働き方改革については、「働き方改革の推進」(P46) の「今後の方向性」において、その取組を推進していくこととしています。</p> <p>医療との連携については、「インクルーシブ教育システムの推進」(P31) の「今後の方向性」において、医療や保健との関係機関の連携について追記しました。</p>	B A
14	日本語指導が必要な児童生徒等への支援について	宍道高校に日本語指導を担当する教員等を配置していることは、良いことだと思います。今後、日本語指導の必要な生徒の入学者の見込みについてしっかりと把握するとともに、増加が見込まれるのであれば、その生徒たちの卒業後の進路指導のことも含め、担当教員を増員するなどの対策をお願いいたします。	「日本語指導が必要な児童生徒等への支援」(P36) の「今後の方向性」において、宍道高校における教員等の配置や卒業後の進路実現に向けた支援の充実を図ることとしています。	B
15	学び直しの体制の充実について	国が設置促進・充実に取り組んでいる「夜間中学」について記載することが必要ではないかと考える。	夜間中学については、宍道高校や浜田高校の定時制・通信制課程における学びの直しにより対応できると考えており、県教育委員会としては、現時点で、夜間中学を設置する考えはありませんが、今後、市町村において設置を検討される場合は、国から提供される先進事例の提供や教員配置等の相談に対応してまいります。	C
16	文化芸術について	<p>文化芸術に関する施策を明記すること。</p> <p><b>【理由】</b> 国の「第4期教育振興基本計画」における芸術文化については、「目標2 豊かな心の育成」において、基本施策「文化芸術による子供の豊かな心の育成」と「過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業」が設定されている。 しかし、本案の具体的施策では、4(6)「部活動の地域連携・地域移行」の「今後の方向性」の中で若干ふれられているにとどまっているため。</p> <p><b>【改善案】</b> 「島根県文化振興指針」の「文化振興の方策」の中で記載されている「鑑賞機会の拡充」をはじめとする教育関連の方策を本計画に反映する。</p>	ご意見を踏まえ、「社会教育における学びの充実」(P40) の施策に追記しました。	A

No.	項目	意見の内容	県の考え方	対応区分
17	体験活動の充実について	【今後の方向性】について、県立青少年の家及び県立少年自然の家の記載に加え、「国立三瓶青少年交流の家」の記載を強く望む。	ご意見を踏まえ、国立三瓶青少年交流の家の利活用について追記しました。（P43）	A
18	学びを支える指導体制の充実について	教員の人材確保のために色々な取組をしておられることは素晴らしいと感じています。教員の仕事が魅力あるものであることを引き続き広く発信するなど教員の人材確保のための取組をお願いいたします。	教員の人材確保策については、「学びを支える指導体制の充実」（P44）の「今後の方向性」において、教員志望者の裾野拡大等の取組の推進を推進することとしています。	B
19	学校施設の環境改善の推進について	【今後の方向性】の1行目「防災対策や」については、近年、危機管理体制だけではなく、施設・設備面からの防犯対策も学校や保護者、地域から求められていることから、防犯の記載を加え、「防災・防犯対策や」とすることが望ましいと考える。	防犯対策も学校の施設の必要な整備だと考えておりますが、ここでは、小中学校において取り組んでいく施設整備のうち、主なものを持げています。	B
20	部活動の地域連携・地域移行について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の地域移行について、速やかに実施していただくようお願いいたします。時間外勤務の大きな要因が部活動です。県教委が主体となって部活動の実施について大胆な改革を求めます。</li> <li>・地域の人材探しを各校に任せることではなく、県として人材を募集し人材バンク化し、県が各校へ派遣するようにしたり、教員に兼職兼業したりするなど大きな取組の見直しが必要と考えます。今後、特に高等学校における部活動の地域連携・地域移行についての見通しを示される必要もあると考えます。</li> </ul>	<p>部活動の地域連携・地域移行については、「部活動の地域連携・地域移行」（P50）に記載のとおり、国のガイドラインを踏まえ、「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」（以下「県の方針」という。）を策定し、具体的な検討や取組を実施する市町村を支援することとしています。</p> <p>地域人材の確保について、県では、県立学校の部活動指導員、地域連携指導員及び地域指導者（以下「指導員等」と総称する。）の募集を行っており、応募いただいた方と指導員等を必要とする県立学校とのマッチングを行っています。</p> <p>また、教員の兼職兼業については、県の方針において、休日に地域での指導を望む教員の兼職兼業の取扱いを整理することとしております。</p> <p>高等学校における部活動の地域連携・地域移行については、国のガイドラインが示されていない中で、見通しを示すことは困難であり、指導員等をはじめとした地域人材の配置を充実させることにより、生徒が将来にわたり、スポーツや文化芸術に継続して親しむ機会を確保するとともに、教員の負担を軽減することとしています。</p>	B

言佳もが、言佳かの、  
たこからもの。

# しまね教育振興ビジョン(案)

令和7年度 - 令和11年度

令和 年 月

島根県教育委員会

# 誰もが、誰かの、 そこからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

# い いけん、 島根県



# 目 次

I 計画の策定について	1
II 島根らしい魅力ある教育の推進	3
III 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開	4
IV 島根を愛する人づくり	6
V 全体構成	7
VI 基本目標	8
1 すべての子どもが学びの主人公～一人ひとりを尊重する学校～	8
2 実体験に根ざした本物の教育～地域とともにある学校～	8
3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校～	8
VII 育てたい資質・能力	9
1 学びの土台をなす人間力	9
2 学びの中核をなす学力	10
3 学びを展開する社会力	11
VIII 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備	13
IX 基本目標を実現するための具体的施策	15
1 発達の段階に応じた学力の育成	16
2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障	30
3 地域との協働による学びの充実	38
4 教育の基盤となる環境の整備と充実	44

## 【参考資料】（「島根県総合教育審議会」関連）

1 諒問文	54
2 答申文	55
3 島根県総合教育審議会委員名簿	56
4 島根県総合教育審議会における審議等の経過概要	57

# I 計画の策定について

---

## 1 計画策定の趣旨

島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子・高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画を令和5年6月に閣議決定しました。

さらに、同年12月には、こども基本法（令和5年4月1日施行）に基づく「こども大綱<sup>1</sup>」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化しています。

こうした状況を踏まえ、今後の本県教育の方向性を示して、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくため、しまね教育振興ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものです。

また、この策定に当たっては、「第2期島根創生計画」（令和7年○月）、次期「島根県教育大綱」（令和7年○月）との整合を図っています。

## 3 計画の期間

教育ビジョンの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

## 4 計画の実施主体

教育ビジョンは、県教育委員会が主体性をもって進めていくとともに、市町村・市町村教育委員会（以下「市町村等」という。）、幼児教育施設、保護者そして、子どもたちに関わるすべての関係者が、それぞれの責任と役割のもとに、教育ビジョンの実現に向けて施策を進められるよう働きかけていきます。

---

<sup>1</sup> こども大綱とは、こども政策を総合的に推進するため、国が定めたこども施策の基本的な方針のこと。

## 5 計画推進の取組

教育ビジョンを着実に推進するため、次の取組を行います。

### (1) 教育に関わる多様な主体との連携・協働

教育ビジョンを着実に推進するため、知事部局や市町村等と連携・協働して、施策に取り組みます。

また、学校・家庭・地域をはじめ、大学・企業・専門家・ボランティア・N P O・各種団体などの多様な主体と連携・協働して、県民一体となった施策の推進を図ります。

### (2) 計画の周知と県民の意見の把握

教育関係者や保護者をはじめとする県民の理解を得るために、県教育委員会及び知事部局の広報媒体や各種会議を活用して積極的に情報提供を行い、教育ビジョンの周知を図ります。このうち、教職員に向けては、教育ビジョンの趣旨を理解し日々の教育活動に活かせるよう、研修などを通じて周知を図ります。

また、県の広聴制度や各種会議等を通じて県民の意見を的確に把握し、施策への反映を図ります。

### (3) 計画の進捗状況の点検・評価と計画の見直し

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」や県の行政評価において、毎年、教育ビジョンの施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証します。あわせて、その結果を踏まえて、施策の見直しを図ります。

また、教育ビジョンの計画期間中において、社会・経済情勢の大きな変化や国における教育制度の大幅な改正などが生じた場合は、必要に応じて適宜・適切に計画の内容を見直します。

## II 島根らしい魅力ある教育の推進

---

### 1 「誰もが、誰かの、たからもの。」

島根では、他の地域に誇れる島根の良さや魅力である「人のつながり、あたたかさ」を「誰もが、誰かの、たからもの。」として発信しています。

家族に愛され、地域の人から大切にされて育つこと。そして、豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業などの地域の資源を人から直接学び、経験することの中から、周囲の人々への感謝の気持ちが生まれ、生まれ育った地域を好きだと感じ、誇りに思う気持ちが育つこと。それらが自分の存在への感じ方に反映された結果、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感、自己肯定感が育まれます。

お互いの個性や多様性を認め合い、励まし合い、支え合いながら、子どもたち自身が、「自分が誰かのたからもの」であり、「誰もが自分のたからもの」であると思えるような教育を開展します。

### 2 人とのふれあい、つながりによる学び

島根には、人と人が直接ふれあい、つながりながら大人も子どももともに学び合う地域社会があります。子どもたちが、最も身近で、毎日当たり前に感じる地域を素材に学ぶことは、子どもたちの豊かな心を育むとともに、地域への愛着や誇りにつながっていきます。

また、人が人から学ぶ、人が人を育てる学びは島根の強みであり、こうした学びは、実社会で生きるために必要となる力になるとともに、育った地域の将来に関わり、支えたいという想いにもつながります。

### 3 子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現

島根には、豊かな自然や歴史・文化、人との関わりの中で、本物に触れる体験等を通して学ぶことができる恵まれた環境があります。こうした学びから、子どもたちの学びへの興味や関心が高まり、主体的に学びに向かう意欲が生まれます。

幼児教育施設<sup>2</sup>から小学校<sup>3</sup>、中学校<sup>4</sup>、高等学校、特別支援学校まで、学校種を超えた連携を図りながら学びをつなぎ、子どもたちの主体性や多様性を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力、得意な分野を伸ばすことによって、子どもたちの将来の夢や希望の実現を支援します。

---

<sup>2</sup> 幼児教育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設等のこと。

<sup>3</sup> 小学校には、義務教育学校前期課程を含む。

<sup>4</sup> 中学校には、義務教育学校後期課程を含む。

### III 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開

---

#### 1 学校の役割

今日の教育は、単なる知識及び技能の習得だけでなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、他者と協働しながら課題を解決していく力や、自分の良さや可能性を認識できる自己肯定感を育むことが重要となってきています。

学校は、子どもたち一人ひとりの夢の実現を支援し、自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育む場ですが、子どもたちは、学校だけで育まれるものではなく、地域社会における多様な人々との関わりや、それを通じた様々な経験を重ねていく中でも育まれます。

子どもたちに関わる大人の生きた言葉や活動によって、子どもたちは、現実に社会で起きていることや、伝えられていることなどを実感できたり、多様な生き方があることを学び、人生の選択肢を拡げたりしていくことができます。こうした地域とのつながりや大人との関わりを通して、自分を見守り、育ててくれていることへの感謝の気持ち、地域に恩返しをしたいという気持ちが育まれます。

また、地域にとっても、子どもたちの成長を軸にした学校との連携・協働は、新たな学びや生きがい、楽しみを得るなど、住民一人ひとりの活躍の場の創出や、地域文化を守っていく活力を生み出すことにつながっています。

学校は、子どもたちの学びや成長を保障する役割に加え、社会資源として地域や地域住民の社会生活の核にもなってきており、その役割は大きくなっています。

#### 2 家庭との連携

家庭教育は全ての教育の出発点ですが、核家族化が進むなど家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、身近な地域における親を中心とする保護者への支援の必要性が大きくなっています。

子育ては保護者の責任であり義務ではありますが、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において、子育てに関する気づきの場や、保護者同士のつながりづくりの場などを提供していくことが必要となってきています。

学校においては、教職員が日々、教育に対する使命感や子どもたちに対する深い理解と愛情により子どもたちの成長を支えています。こうした教職員の姿を保護者の方々にも理解していただき、子どもたち一人ひとりが充実した学校生活を送ることができるように、学校と家庭が連携していくことが重要です。

### 3 地域との協働

県内の多くの小中学校、全ての県立学校においては、学校運営協議会を設置しており、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることとしています。

また、県内のすべての市町村では、小中学校において地域学校協働活動を通じた学校と地域の連携・協働が図られており、地域の方々が教育活動に参画することで児童生徒の学びの充実に繋がっています。

県立高校においては、教職員、保護者、市町村、大学、地元企業、地域住民など多様な主体が参画して、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である高校魅力化コンソーシアムが、令和3年度までに全ての県立高校に構築されました。

学校運営協議会の充実と、これらの協働体制における取組が一体となって推進されることにより、学校と地域の方々が、地域の子どもたちにどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかといった目標やビジョンを共有し、「地域とともにあら学校」の実現に向けた取組を進めます。

## IV 島根を愛する人づくり

---

第2期島根創生計画に掲げる「人づくり」は、島根に住む若者を増やし、その若者が、生産や消費といった経済活動だけでなく、地域の活力の源になることをそのゴールとしています。

そのため、若者が家と職場の往復だけでなく、外へ出て、スポーツ、文化活動、国際交流などで、まずは「人と関わる」ことから始め、ボランティア活動や社会貢献活動を行うことで「社会と関わる」ことへ、そして、地域づくりに参加し、地域の課題に真剣に向き合うことを目指しています。

島根の教育では、子どもたちがふるさと教育<sup>5</sup>で、身近な地域から島根全体まで、自然や歴史・文化、伝統、産業、人物などをよく知り、体験します。そして、各学校段階での探究的な学びでは、地域をはじめ日本や世界にどのような課題があるのかをより広く知り、自分が将来、どのような立ち位置で、どのような役割を果たすのかなどに想いを馳せる学びを進めます。

その結果、まずは、どこに住んでいようと、自分の住んでいる地域の人々と関わりを持ち、地域社会に貢献する人に育ってほしいと考えています。

そして、学びの素材が島根であること、取り上げる地域課題が身近なものであることで、学習効果が高まり、結果として島根を愛し、島根に住み続けたい、一旦は県外に出ても島根に戻ってきたい、と思う若者が増えることを期待しています。

さらに、日本や世界を見渡す広い視野をもち、島根に想いを馳せながら活躍する若者も出てきてほしいと考えています。

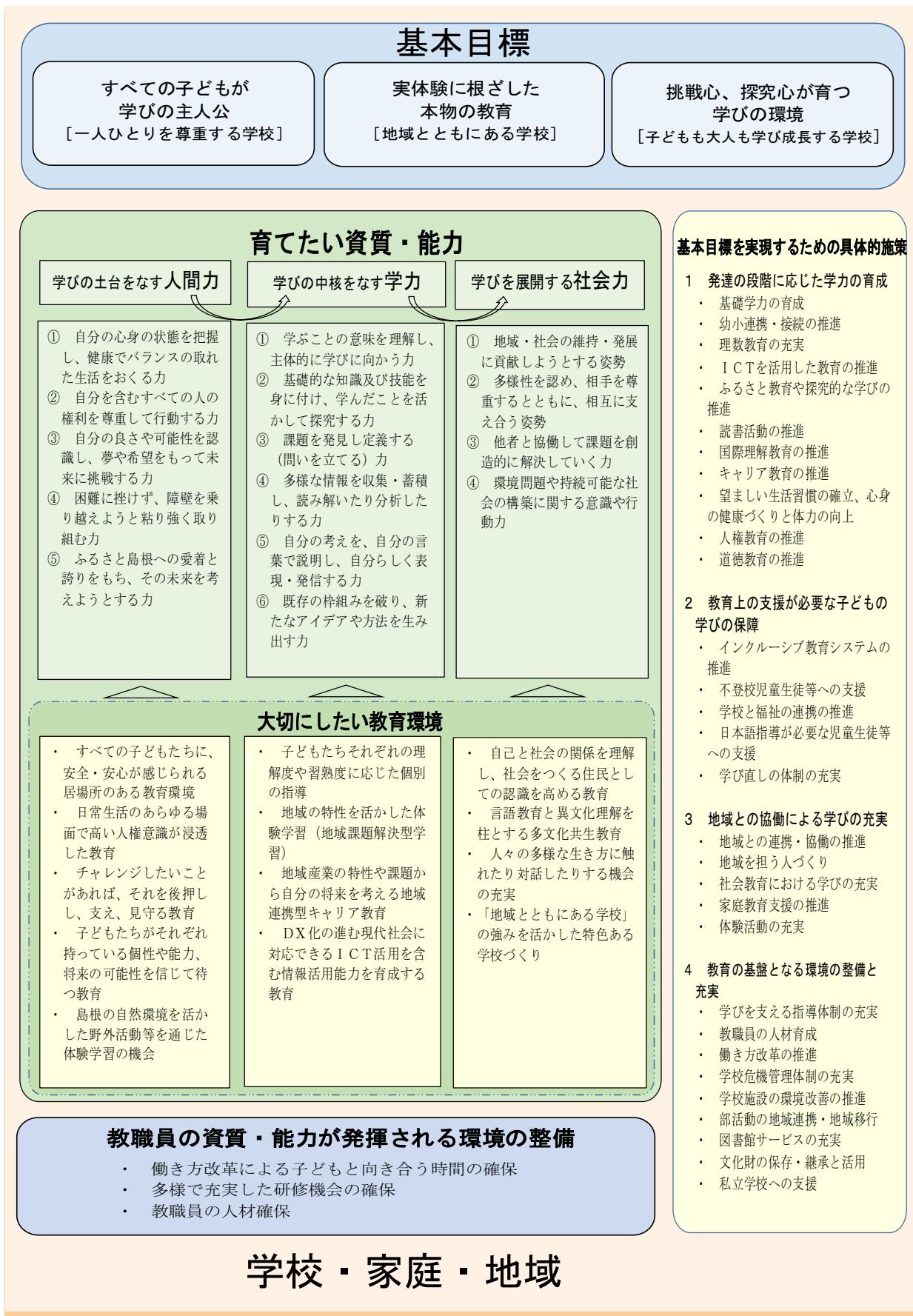
そのためには、子どもたちの選択肢を拡げ、希望する道に進むために必要な資質・能力を身に付けることが大切です。

子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現に向けて、学校と家庭・地域が連携・協働した学びを推進します。

---

<sup>5</sup> ふるさと教育とは、義務教育段階における各教科や総合的な学習の時間において、身近なふるさとの「ひと・もの・こと」を教育資源として活用した教育活動のこと。この活動での体験や学びが、地域への「愛着・誇り」「貢献意欲」「実行力」を育むとともに、探究的な学びにもつながっていくもの。

# V 全体構成



# VI 基本目標

---

従来の「しまね教育魅力化ビジョン」においては、島根の教育が目指すべき方向性として、「基本理念」（ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり）を示していましたが、近年、学校教育に求められるものがますます複雑化、多様化している現状から、より具体的で、実情に即した「基本目標」を掲げることとしました。

以下に3つの基本目標と、それぞれの目標を実現するために必要な「学校の姿」を示します。

## 1 すべての子どもが学びの主人公～一人ひとりを尊重する学校～

こども基本法（令和5年4月1日施行）の理念を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことが何よりも重要です。

人権を尊重する学校として、すべての子どもがそれぞれの個性と能力を最大限に活かして、自分の夢や可能性を見出し、追求し、人との関わりの中で幸福に生きることができる教育環境を整えていく必要があります。そのためには、教職員、保護者、地域住民など私たち大人が、相互の人権を尊重する姿を子どもに示すことが大切です。

また、近年、学校の教職員に対する過度の要求やクレームなどが問題となっていることから、教職員の人権が尊重され、守られる学校であることも重要です。

## 2 実体験に根ざした本物の教育～地域とともにある学校～

島根が全国に先駆けて取り組み、実績を積み上げてきた「地域とともにある学校」の良さを活かす教育を推進します。

教育におけるICT活用は時代の要請であり、これを推進する必要があることは言うまでもありませんが、そのような時代であるからこそ、特に子ども時代に豊かな自然や歴史・文化、風土など、ふるさとの特色を活かした実体験を通じて、自らの身体と感性で、物事の本質を読み解く力を育成することが重要です。

## 3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校～

求められる基礎的な知識及び技能は時代とともに変化しています。基礎学力の充実を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性や能力を活かし、柔軟に対応することを通じて、子どもの夢や挑戦心を育むことが重要です。

受動的に知識を身に付けるだけでなく、学んだことを使って現実の問題を考えたり、課題を発見したり、問い合わせ立てて探究したりする主体性が育まれるよう学びの環境を工夫する必要があります。また、自分が自分たちの生きる社会の未来を構築していく側の一員であることを自覚し、社会が必要としている改善や改革に関心をもち、社会に貢献する気持ちを醸成することも必要です。そのためには、自分は何のために学ぶのかを、子ども自身が自覚できる教育をめざすとともに、大人にとっても学び成長できる学校になることが必要です。

## VII 育てたい資質・能力

---

従来の「しまね教育魅力化ビジョン」においては、3つの育成したい人間像を掲げ、それらを「人間力」「学力」「社会力」と結びつけ、それぞれに含まれる具体的な資質・能力をさらに明示しました。

この教育ビジョンでも、こうした基本的な方向性に変わりはありませんが、子どもたちが自分の個性に応じて自ら育ち変わろうとする、そのような教育環境を整えることも重要です。

以下に、「人間力」「学力」「社会力」と、それぞれに含まれる具体的な資質・能力について、これから時代を見据えた際に、一定程度、必要と考えられる力や姿勢を示します。あわせて、これらの資質・能力の育成に向けて子どもたちの主体的な学びを促す適切な教育環境についても、「大切にしたい教育環境」として示しています。

### 1 学びの土台をなす人間力

ここでいう人間力とは、いわゆる学力の根底にある資質・能力を意味しています。

豊かな自然や風土をもち、長い歴史の中で引き継がれてきた文化が息づく、この島根で生まれ育ったことの強みを土台としながら、これから時代を生き抜くために必要な、基本的な資質・能力を育てたいと考えています。

家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業など地域の資源を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育ち、それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自己を肯定的に捉えようとする気持ちが育まれます。

こうした自己や他者に対する基本的な肯定感をベースに、自他に対する高い人権意識を早期から身に付けることは、これからますます国際化する社会を生きていく上でも重要です。

また、今日では、GDP等の経済的な豊かさでは測れない、生活の質やより広く心身の豊かさを表すウェル・ビーイング (Well-being 身体的、心理的、社会的に良好な状態) という概念が重視されるようになり、SDGsの目標3に掲げられたり、日本政府の「成長戦略実行計画（2021年）」でも言及されたりしています。

これから時代を生きていく子どもたちには、自らの心身の健康や生活を認識し、改善を図ろうとする力も大切です。もちろん子どもたちと共に生きていく大人の側（保護者や教職員など）が自らのウェル・ビーイングを高めていくことも重要です。

- (1) 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスのとれた生活をおくる力
- (2) 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- (3) 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- (4) 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- (5) ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

## 【大切にしたい教育環境】

- ・ すべての子どもたちに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境
- ・ 日常生活のあらゆる場面で高い人権意識が浸透した教育
- ・ チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし、支え、見守る教育
- ・ 子どもたちがそれぞれ持っている個性や能力、将来の可能性を信じて待つ教育
- ・ 島根の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会

## 2 学びの中核をなす学力

ここでいう学力とは、1つには各教科の学力を意味しています。小学校に始まる教科学習によって基礎的な学力が育まれ、中学校から高等学校へと各教科の高い学力を育んでいくことは学校教育の中心的な取組であり、子どもたちが自分の個性や能力を活かしてその進路を選択し、進学へ、職業生活へと向かっていく上で、これから社会においても、その重要性に変わりはありません。

一方で、学校教育を生涯にわたる学習、自己実現、自己成長の視点から考えた場合、その主要な目的が各教科の学力育成にとどまるものではないこともまた明らかです。教科学習は、主体的に学ぼうとする姿勢、思考力・判断力・表現力など、子どもたちがその個性や能力を活かしながら一生を通じて学びを継続していく力の育成につながることで、子どもたちの力となります。

基礎学力や各教科の学力の延長線上に、未知の課題を発見したり、自分らしく課題を探究したり、より深く学ぼうとしたりする、より広い学びの力が育っていくことに加えて、子どもたちが主体的に自らの学びを組み立てたり、学びの意欲を維持し続けたり、自分に合った学びの方法を開発したりする「自立した学びの力」が育っていくことを重視しています。

また、これから社会で必要とされる学力の育成を考える際、その基盤となる知識及び技能とは何かを意識することが重要であり、ICTやAIが目まぐるしい速さで発達する今日の社会において、こうしたツールを適切に使いこなしたり、情報を収集・選択・蓄積・分析したりする力は必須のものとなります。

GIGAスクール構想のもと、一人一台端末等の教育環境が整備されつつありますが、子どもたちがそれらを真に使いこなして、自分の学びの力を高めていくに当たっては、ICTがもたらすクラウド環境を活かして、複数の他者の考えを同時に共有・参照しながら、自分の考えを更新したり、他者の考えを確認、質問する交流をしたりしながら学びを深め、主体的に学びに向かう力を育成することが重要となります。そのための教職員の専門的な指導力が必要となることに加えて、個々の子どもの置かれている、学校だけではなく地域社会や家庭の教育環境も含めた日常的な環境が大きな影響を及ぼします。

ICTは世界中どんな場所に住んでいても、自分の求める学習内容にアクセスし、自分に合った教育を受けることができる技術ではありますが、その活用に当たっては、家庭や地域と連携して、端末の適切な使用や情報モラルについて、指導していく必要があります。

- (1) 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- (2) 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- (3) 課題を発見し定義する（問い合わせる）力
- (4) 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- (5) 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- (6) 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

### 【大切にしたい教育環境】

- ・ 子どもたちそれぞれの理解度や習熟度に応じた個別の指導
- ・ 地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決型学習等）
- ・ 地域産業の特性や課題から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・ DX化の進む現代社会に対応できるICT活用を含む情報活用能力を育成する教育

## 3 学びを展開する社会力

ここでいう社会力には、大きく2つの意味があります。1つは、いわゆる社会性です。誰もが家族、地域社会、学校、職場など様々な社会集団に属しながら、他者との関係の中で生きていくことになるため、その際に必要な社会的規範を身に付けて、他者と協力しながら協働的に生きていくなどの集団適応力を一定程度身に付けたりすることが必要になります。

学校教育は、こうした社会性を育む場でもありますが、こうした従来から必要とされる社会性にも変化が生じつつあります。これまで当たり前と思われていた、例えば男らしさ、女らしさという意識などに含まれている問題点や矛盾が社会的に意識されるようになり、人々の多様な在り方や価値観を尊重していこうとする考えが広まっています。こうした流れは国際化による異文化理解の波と相まって、教育現場にも大きな意識改革が求められています。

学校は、これから社会を創造していく子どもたちが、こうした従来の当たり前を捉え直したり、多様性を認め合ったり、意見の異なる人々の中で相手を認めつつ自分の意見を主張したりといった、新たな社会性を身に付けていく場でもあります。

もう1つは、学びを社会に展開していく力という意味での社会力です。これまでには、ともすると学校で学ぶ教科の知識及び技能は、一歩、学校の外に出れば自分の普段の生活とは関わりのないものと捉えられる側面もありましたが、こうした状況を改善するために、現行の学習指導要領は小学校から「総合的な学習の時間」を設定し、高等学校での「総合的な探究の時間」につなげていこうとしています。

このような動向が生まれている背景として、習ったことを正確に憶え、再現したり応用したりするだけの知識、いわゆる受動的な知識では太刀打ちできないような社会がすでに到来していること、より複雑化する世界情勢・社会状況においては、まだ誰も出会ったことのない未知の課題に対峙し、これに果敢に挑戦し、既存の方

法を打ち破る新たなアプローチを創出し、新しい価値のある解を生み出すことが求められていることなど、大きな時代の流れがあることを捉えておく必要があります。

このように社会力は、学んだことを日常生活や社会に活かそうとする姿勢、自分の身近な課題に気づき、学んだ知識及び技能を活かして解決を模索する姿勢、やがてはこうした姿勢が社会的変革（イノベーション）をもたらすような発明・発見に結びついていく、そのような力のことを意味しています。

- (1) 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- (2) 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- (3) 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- (4) 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

#### 【大切にしたい教育環境】

- ・ 自己と社会との関係を理解し、社会をつくる住民としての認識を高める教育
- ・ 言語教育と異文化理解を柱とする多文化共生
- ・ 人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・ 「地域とともにある学校」の強みを活かした特色ある学校づくり

## VIII 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備

---

学校教育の担い手であり人的教育環境の中核である教職員は、その持てる力を十分に発揮しながら、生き生きとした姿で自らの志す理想の教育を胸に抱き、子どもたちの前に立つことが重要です。そのためには、教職員が自分の資質・能力をより高めることで、教育をよりよいものに改善していこうとする、そのような方向に向かえるようにすることが重要です。

現在、教職員の働き方改革の取組を進めており、長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題ですが、より本質的には、教職員がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要です。

本来、子どもが好きで、学校という職場が好きで、学校で子どもたちが学んで成長する姿が何よりの喜びである、このような教職員の普通の在り方を取り戻していくことが必要です。そのためには、教職員が教科指導の工夫・改善に取り組むことができる時間を優先的にどう確保するかが重要です。とりわけ基礎学力の定着を図る上で、また、子どもたちの主体的で探究的な思考を育む上でも、教職員の教え方（新たな教材や指導法の開発・実践、効果的なＩＣＴ活用など）は重要な鍵となります。教職員がそうした授業改善に取り組むことができるよう、多様で充実した研修機会と時間を確保することが必要です。

一方、生徒指導（生活指導、進路指導、教育相談などを含む）や学級経営など、教科指導を支える基盤となる教育についても、その知識及び技能を向上させることは重要です。また、特別な支援が必要な児童生徒の増加に伴い、特別支援教育に関する知識及び技能も多く求められるようになっています。しかし、こうした知識及び技能は多岐に渡っており、具体的な関わり方や支援方法等を習得するには一定の時間も必要です。

このような状況から、国においても、専門性を持った人材を教育現場にできるだけ配置するよう、取組が進められていますが、スクールカウンセラー<sup>6</sup>、スクールソーシャルワーカー<sup>7</sup>、スクールロイヤー<sup>8</sup>、退職した経験豊かな教職員、地域の人々、保護者など、さまざまな人的資源と学校が連携・協働すること、学校教育を学校内だけで閉じたものと考えず、開かれた場として構築していくことなど、様々な工夫や協働によって、個々の教職員が抱えている課題を軽減し、得意とする領域を伸ばしながら教育に取り組めるよう、教職員を支援する環境の充実を図る必要があります。

こうした領域の研修についても、教職員自身が知識及び技能を習得することに加えて、多様な職種との連携を図るための知識及び技能を身に付ける機会を設けてい

---

<sup>6</sup> スクールカウンセラーとは、心理の専門的知識、技術を活用し、子どもたちや保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携するなどして、必要な支援を行う専門家のこと。

<sup>7</sup> スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用して、子どもたちを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域をつなぎ、子どもたちや保護者への必要な支援を行う専門家のこと。

<sup>8</sup> スクールロイヤーとは、学校を取り巻く問題に関して、法的側面から助言を行う弁護士のこと。学校や教育委員会からの相談に対して法に基づいた助言を行う。

く必要があります。

このようにして教職を魅力あるものに改善していくことにより、教職を目指す次世代を育み、さらに熱意のある人材が教員となる好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

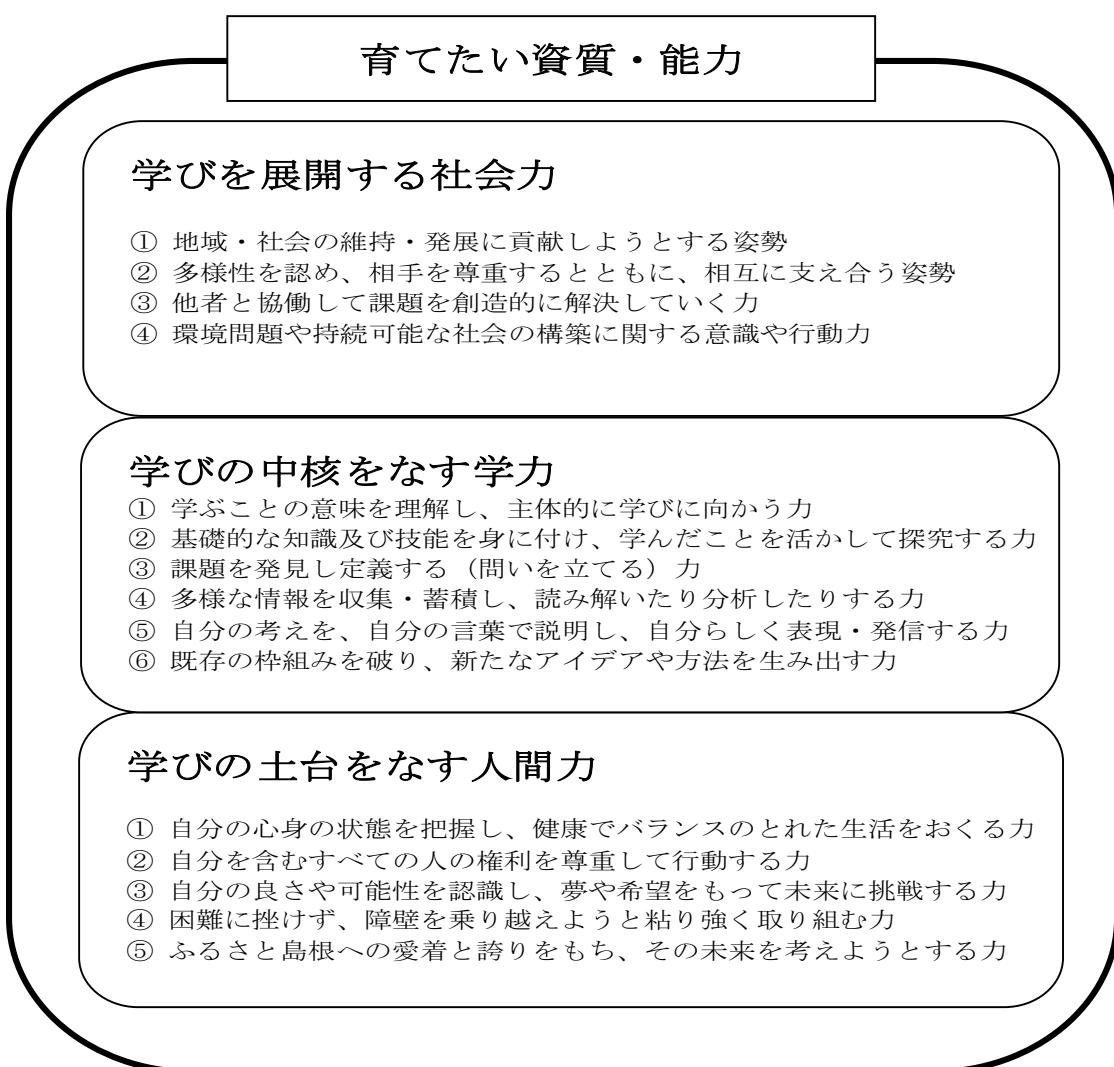
## IX 基本目標を実現するための具体的施策

基本目標を実現するため、県教育委員会は、市町村教育委員会をはじめ、学校・家庭・地域と連携・協働して、次の4つの柱を中心とした具体的な施策を推進します。

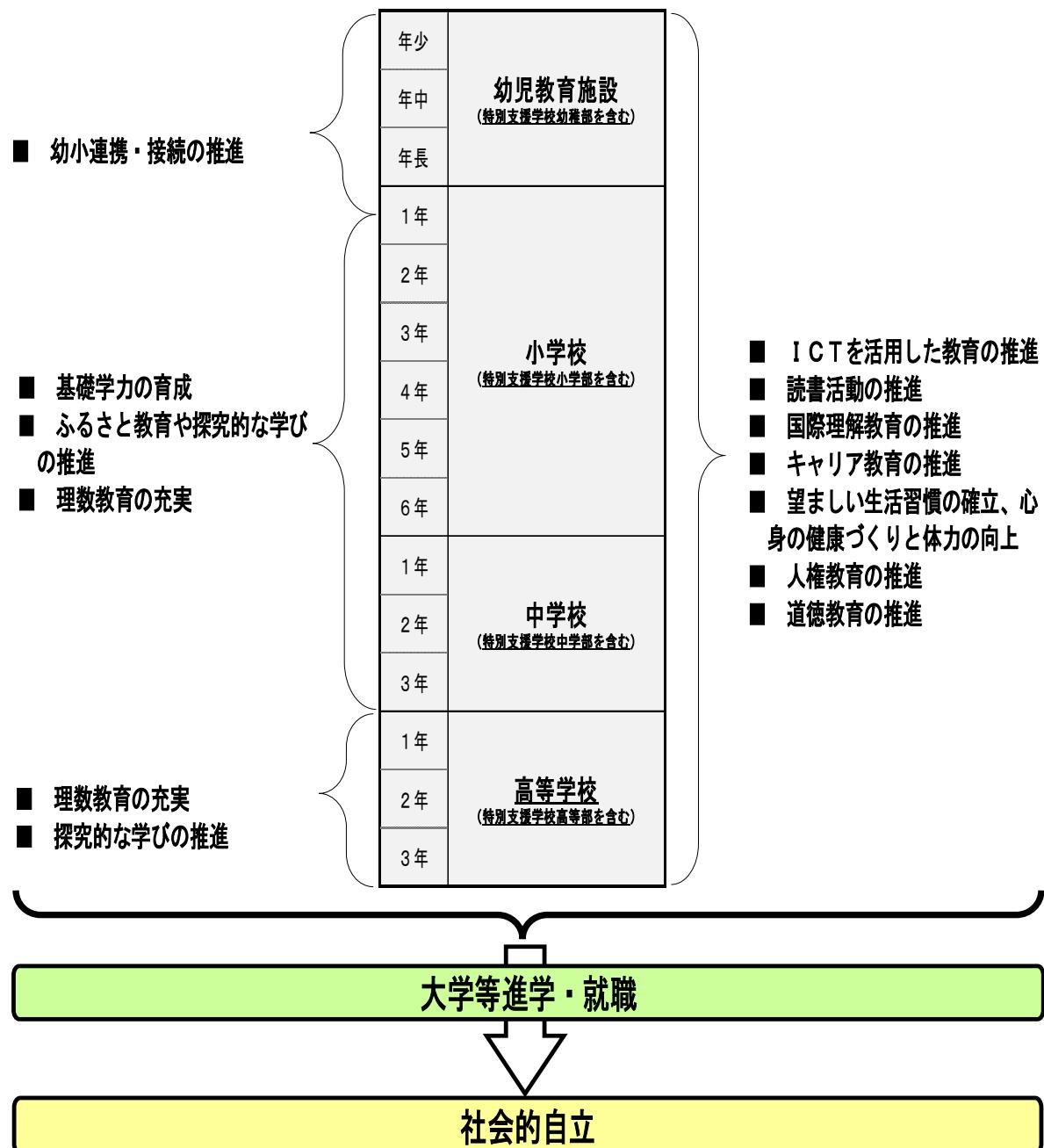
- 1 発達の段階に応じた学力の育成
- 2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障
- 3 地域との協働による学びの充実
- 4 教育の基盤となる環境の整備と充実

このうち、1及び2の柱については、特に重点的に取り組みます。

なお、この教育ビジョンにおいて、「学力」とは、以下の「育てたい資質・能力」を示しています。



## 1 発達の段階に応じた学力の育成



## (1) 基礎学力の育成

### [現状と課題]

- 「しまねの学力育成推進プラン」（令和3年3月）を踏まえ、「授業の質の充実」「家庭学習の充実」「地域に関わる学習の充実」を3つの柱として、学力育成に取り組んできました。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果を全国と比較すると、
  - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率が低い傾向
  - ・ 全ての教科において、高正答率者が少ない傾向
  - ・ 基礎的な知識及び技能の定着や活用力が身に付いていない可能性
  - ・ 中学校において家庭学習を1時間以上している生徒の割合が少ない傾向
  - ・ 小学校、中学校ともに、地域の行事に参加している児童生徒の割合が高い傾向などが見られます。
- 急激な情報技術の進展による情報化やグローバル化といった社会的な変容に対応するために、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を、各学年を通じて体系的に育んでいくことが必要です。
- 小中学校では「総合的な学習の時間」、高等学校では「総合的な探究の時間」を中心に探究的な学びを深めていますが、自ら問いを立て、主体的に学習する態度を育成する取組がまだ十分とは言えません。また、生活の中にある身近な課題を発見し、その解決に向けて、教科の枠を越えた教科等横断的な学習<sup>9</sup>に取り組む授業が十分には展開されていません。

### [今後の方向性]

- 「第2期しまねの学力育成推進プラン」（令和7年3月策定予定）における、「目指す授業像」に向けた取組により、児童生徒が「できた・わかった・やってみたい」と実感できる授業を展開します。
- 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等<sup>10</sup>について、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、児童生徒に対する学習を支援するとともに、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランを作成し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達の段階に応じたデジタル教材や学習アプリ等、一人一台端末を活用した学びを推進します。

<sup>9</sup> 教科等横断的な学習とは、児童生徒が、ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学びのこと。

<sup>10</sup> 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等とは、学力の基盤は、「ことばの知識」、「数・量・形などについて日常体験の中で子どもが自分で育んだ知識」、「学んだ内容を自分の知識に関連づけ、推論する力」であるという慶應義塾大学の今井むつみ教授の研究によるもの。

- 学校図書館を活用した授業や、学校で学んだ知識及び技能を地域社会の課題解決に役立てる活動等を通じ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成します。
- 授業と家庭学習を結びつけた指導等により、児童生徒が自主的に学習計画を立て、課題の探究に取り組むことができる「自立した学びの力」を育成します。
- 豊かな自然や歴史・文化、伝統、人との関わりの中で本物に触れる学びを通して、学びへの興味・関心を高め、主体的に学びに向かう意欲を醸成します。
- 小学校、中学校、高等学校を通じて、主体的に学習する態度の育成や教科等横断的な学習の推進に向け、授業改善の取組を引き続き行い、各学校の好事例を共有する機会を設けるなど、教員研修のより一層の充実を図ります。

## (2) 幼小連携・接続の推進

### [現状と課題]

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の学びの基盤となる自立心や思考の芽生え、人と関わる力や豊かな感性などの資質・能力を育みます。
- 全県的に幼児教育の質の向上を図るために市町村の幼小連携・接続に係る体制整備を進める中で、幼児教育施設、小学校、地域、保護者が幼児教育の重要性を認識することを土台として、連携して取り組むことが必要です。
- 幼児教育施設は多種多様であり、「幼児教育実態把握調査」(令和6年10月)によると、円滑な幼小連携・接続のためのカリキュラムを協働で作成しているのは、幼児教育施設で3割、小学校では3割に満たない状況です。

### [今後の方向性]

- 「しまねの架け橋期の教育ガイド」(令和7年3月策定予定)に基づき、幼児教育施設及び小学校、地域、保護者が一体となった架け橋期<sup>11</sup>の教育の充実を図ります。
- 幼小合同会議や保育・授業研修会などを通じて、幼児教育施設と小学校が教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組により、小学校低学年段階の安定した学級づくりを推進します。
- 架け橋期の教育のつながりを意識しながら、「カリキュラムコーディネーター<sup>12</sup>」や「架け橋アドバイザー<sup>13</sup>」などを活用して幼小連携・接続に取り組む市町村を支援します。
- 幼児教育施設と小学校との協働により架け橋期のカリキュラムを編成できるよう、島根県幼児教育センターにおいて、市町村が実施する研修への支援や市町村幼児教育アドバイザー<sup>14</sup>等への指導・助言を行います。

<sup>11</sup> 架け橋期とは、幼児教育と小学校教育をつなぐ、5歳児から小学校1年生までの2年間のこと。

<sup>12</sup> カリキュラムコーディネーターとは、架け橋期のカリキュラムの作成や実践をサポートする者のこと。

<sup>13</sup> 架け橋アドバイザーとは、小学校1年生通常学級において、カリキュラムの内容が十分に実践できるよう、架け橋期の子どもの発達の段階を考慮した学級づくりを支援する者のこと。

<sup>14</sup> 幼児教育アドバイザーとは、幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

### (3) 理数教育の充実

#### [現状と課題]

- これから時代において、デジタルや理数の知識及び技能、思考力を備えた人材を育成していくことが求められますが、現状として、高等学校入学後、理数系の学科に進む生徒が少ない状況です。
- どのような職業に就いても、物事に対して、根拠を持って筋道を立てて考える論理的な思考力は非常に重要となります。理数の知識や技術が社会でどのような役割を果たしているのか、理数教科を学ぶことによって身に付くものの見方や考え方、社会生活の中でどれだけ重要であるかが理解されておらず、子どもたちの将来の選択肢を狭めている可能性があります。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、次の項目で全国平均を下回っています。
  - ・ 「算数の勉強は好きだ」「授業の内容はよく分かる」という児童の割合
  - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率
  - ・ 算数の指導として、発展的な学習の指導に取り組んでいる学校の割合
  - ・ 各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を意識的に設けている学校の割合

#### [今後の方向性]

- 各教科等の学力の基盤となると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等における、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握した児童生徒の学習支援や、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランの作成等により、小学校における理数教育の充実を支援します。
- デジタル等、成長分野を支える人材育成のため、県立高校において、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施や、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化します。
- 理系人材の育成のため、理数系・デジタル分野への進学を目指す生徒の資質・能力の育成に特化した高校独自の取組やDXハイスクール指定校<sup>15</sup>の先駆的な取組を展開します。
- 専門高校（専門科系総合学科高校を含む）への理数教員の配置により、生徒の理数系分野への興味・関心や学びへ向かう意欲の喚起、進路の選択肢を広げるための取組を推進します。

<sup>15</sup> DXハイスクール指定校とは、国の高等学校DX加速化推進事業を活用し、次の取組を実施する高校のこと。  
(1) 情報、数学等の教育を重視するカリキュラムの実施やICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校の環境整備  
(2) 情報II等の履修に必要な設備等の環境整備、デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースの整備等

#### (4) I C Tを活用した教育の推進

##### [現状と課題]

- 国においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、教育の質を向上させるために、「G I G Aスクール構想」を推進しており、一人一台端末などを活用した学習活動が一層促進されるよう求められています。本県でも、各学校において様々な取組により、一人一台端末の活用が進められています。
- 一方、令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、令和5年度の小中学校において I C T機器を授業で週3回以上活用する割合は、小学校6年生で45.9%（全国平均59.5%）、中学校3年生で40.0%（同66.2%）で全国平均を下回っている状況です。
- 高等学校においても、令和5年度の教員を対象としたアンケートによれば、一人一台端末を使った授業実践を「全く行っていない」教員が26%であり、十分に活用されているとは言えない状況です。
- 県内においては、I T人材やデジタル技術等、成長分野を支える人材が不足しております、小学校から高等学校まで発達の段階に応じた育成が求められています。
- 中山間地域・離島等の高等学校において開設できない科目への対応、生徒の習熟度に応じた学習、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障等、生徒のニーズに応じた学習支援が必要となっています。
- I C T活用スキル向上のための教員研修を実施していますが、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、授業デザイン及び教員の指導スキルの向上に向けた研修等の更なる充実が必要です。

##### [今後の方向性]

- 子どもたちの情報活用能力の育成に向けて、一人一台端末の日常的な活用を促すとともに、授業や家庭学習での効果的な活用について好事例を収集し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達の段階に応じてデジタル教材や学習アプリ等による学習を行うなど、一人一台端末の活用を推進します。
- D Xハイスクール指定校において、デジタル技術を活かした探究学習や、「情報II」科目的開設による高度な情報教育の展開、専門高校における情報教育の充実を図ります。
- 多様な学習ニーズに対応するため、遠隔授業や通信教育を実施する配信拠点センターを構築します。

- 授業や家庭学習における一人一台端末の更なる活用を図るため、研修等を通じて教職員のＩＣＴ活用スキルの向上を図るとともに、授業改善に向けた取組を推進します。

## (5) ふるさと教育や探究的な学びの推進

### [現状と課題]

- 本県では、ふるさと教育や、各学校段階での探究的な学びなど学校と地域が連携・協働した教育活動を行っており、子どもたちは、人々との関わりの中で地域の魅力を再発見し、主体的に学びに向かう意欲や思考力・判断力・表現力を育んでいます。
- ふるさと教育は、学校と地域が互いに目的を共有し、身近な「ひと・もの・こと」を本物の教材として活用しながら取り組んでいますが、学年進行を考慮した系統的・発展的な学びになっていない状況もみられることから、ふるさと教育の質を担保しながら、必要に応じて活動内容を見直しています。
- ふるさと教育をより充実した教育活動にするためには、学校と地域の担当者が情報共有する場の充実や、双方の連絡調整役のコーディネーター等の人材育成など、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みを充実させる必要があります。
- 各学校段階で実施されている探究的な学びは、小中学校の「総合的な学習の時間」や高等学校の「総合的な探究の時間」を中心に実践されていますが、さらに各教科等における学びや、教科等横断的な学びを進めていく必要があります。
- 高等学校では、小中学校での学びを発展させ、各高校の特色を活かしつつ、地域だけでなく地元企業や大学等とも連携した取組を通して、自己の生き方や進路選択とのつながりを意識した探究的な学びを深めています。

### [今後の方向性]

- ふるさと教育を通して育まれた地域への愛着や誇り、貢献意欲などと教科等の学びを結びつけることによって学習効果を高め、子どもたちの実行力を育成します。
- 中学校区で運営する、ふるさと教育ネットワーク会議により、学校と地域の連携・協働体制の充実を図ります。
- ふるさと教育の趣旨を踏まえた教育活動と各学校段階における探究的な学びを充実させるため、研修等を通じて教職員の理解を深めるとともに、コーディネーター人材を育成します。
- 高等学校において、主幹教諭や探究学習推進担当者を中心とした校内指導体制の充実を図るとともに、県内大学との連携による学びや「しまね探究フェス  
タ」の開催により、課題解決に向けた行動や視野が拡がる取組を推進していきます。

## (6) 読書活動の推進

### [現状と課題]

- 「第5次島根県子ども読書活動推進計画」（令和6年3月）に基づき、子どもたちの発達の段階に応じた読書活動を推進するため、乳幼児期からの読書習慣の定着を図るとともに、学校における読書活動や身近な市町村立図書館等における読書環境の充実に向けた支援を行う必要があります。
- 読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに、読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進しています。
- 全ての県立学校に学校司書を配置するとともに、公立小中学校の学校図書館を拠点に子どもたち一人ひとりに寄り添った学びの支援を行うための「学びのサポートー<sup>16</sup>」または「学校司書」を配置する市町村を支援しています。
- 令和5年度「全国学力・学習状況調査」によると、「読書は好き」と肯定的な回答をした割合は、中学校では全国平均並みであり、小学校では下回っています。また、平日に学校の授業以外で全く読書をしない児童生徒の割合が高く、30分以上読書をする児童生徒の割合が低いなど、依然として改善されていない状況にあり、年齢が進むにつれて読書離れの傾向もみられます。
- 県内全ての公立小中学校を対象に実施している「子ども読書アンケート」によると、学校図書館を活用した学習は、国語や「総合的な学習の時間」を中心に取り組まれています。幅広い教科での更なる活用により、情報活用能力や思考力、判断力、表現力の育成を図る必要があります。

### [今後の方向性]

- 子どもたちの豊かな感性や表現力、創造力や情操を育むため、発達の段階に応じた読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの本に親しむ環境づくりを推進します。
- これからの中学生たちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館を教科等横断的に授業で活用するとともに、ICTの活用を効果的に結び付けた学校図書館活用教育を推進します。
- 学校図書館活用教育の更なる推進のため、市町村及び学校における研修の機会を確保します。
- 障がいのある子どもや日本語能力に応じた支援が必要な子どもなど、多様な教育的ニーズのある子どもたちへの読書機会を確保するため、バリアフリー資料の充実や多文化サービスなどについての職員の理解促進を図ります。

<sup>16</sup> 学びのサポートーとは、学校図書館を拠点として児童生徒一人ひとりの学びに寄り添う役割を担う者のこと。

## (7) 国際理解教育の推進

### [現状と課題]

- グローバル化が進展する社会において、異文化体験や外国人との相互コミュニケーションを通じて多様な価値観に触れることにより、国際的な視野をもち、自らが主体的に行動できる人材を育成することが求められています。
- 紛争や対立、感染症や環境問題といった様々な地球規模の課題について、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身に付けるための教育が求められています。
- 外国語教育において、複数技能を統合した言語活動を通じて「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の力をバランスよく育成し、実際のコミュニケーションにおいて適切に活用できる技能を身に付けられるよう、指導を工夫・改善する必要があります。
- 國際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを話すことができるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し、韓国との眞の友好関係を実現できるよう、竹島問題に関する学習に積極的に取り組む必要があります。

### [今後の方向性]

- 外国語指導助手（ALT）や国際交流員の活用、地域に住む外国人との交流等により、子どもたちが国際的な視野をもつことができる学習を推進します。
- 高等学校において、短期を含めた国外からの生徒の留学や、帰国・外国人生徒の受入体制の充実を図るとともに、海外先進校への教員の短期派遣や国内の先駆的な事例研究を通して、海外大学等への進学促進を見据えた教員の指導力向上を図ります。
- 教科学習や「総合的な学習の時間」等において、子どもたちが持続可能な社会づくりに関わる課題を見出し、その解決に向けた環境、経済、社会、文化等の各側面から総合的に取り組む活動を推進します。
- 我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての意識を深め、国際的な視野に立って課題を解決しようとする意欲を育成します。
- 知事部局や関係機関と連携しながら、教科学習や学級活動等における竹島に関する学習の充実を図り、本県の課題を主権者として考え、解決を図る力を育む教育を推進します。

## (8) キャリア教育の推進

### [現状と課題]

- 子どもたちが自らの活動を記録・蓄積し、自分の学習状況の振り返りや、将来への見通しをもちながら主体的に学びに向かう力を育むために、キャリア・パスポート<sup>17</sup>を活用した教育活動に取り組んでいます。
- 子どもたちの振り返りの後に、新たな学習等への意欲につなげる取組が不足している状況が見受けられます。また、子どもたちに学ぶことと社会で生きていくことの関連性の理解を深める工夫が必要です。
- 子どもたちが社会的・職業的に自立していくためには、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要となっています。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合は、前年度に比べて増加し、中学校では、全国平均を上回っています。また、令和6年度の高校魅力化アンケートでは「地域や社会で起こっている問題やできごとに关心がある」に対する県内高校生の肯定的回答の割合も全国平均を上回るなど、全国と比較して高い水準であり、社会に能動的に関わろうとする意欲が喚起されつつあります。

### [今後の方向性]

- 就学前から高等学校までの発達の段階に応じ、各学校等において、教育活動全体を通した系統的なキャリア教育を推進します。
- 教科学習と地域資源を活用した探究的な学びなどを結び付け、地域づくりに参画する学習等を通じて、子どもたちが自分らしい在り方や生き方を考える教育を推進します。
- 学校全体でキャリア教育の質の向上に取り組むことができるよう、教員の経験年数に応じた研修において、キャリア教育について学ぶ機会を設けるとともに、好事例の展開を図ります。

---

<sup>17</sup> キャリア・パスポートとは、子どもたちが自らの活動を記録し蓄積する教材であり、自分の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するために活用するもののこと。

## (9) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

### [現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は、少子化、地域とのつながりの希薄化に加え、価値観の多様化、メディアの急激な普及などの社会環境や生活環境の変化により、心身の不調や裸眼視力の低下など、現代的な健康課題が顕在化しています。
- 子どもたちが生涯にわたって健康な生活をおくるためには、望ましい生活習慣の確立とともに、日常的に起こる健康問題やストレスに適切に対処する力など、自らの健康保持・増進を図る知識や能力を身に付けることが必要です。
- 子どもたちのメディアに接する時間が長くなつたことも影響し、睡眠時間が6時間未満の割合が、小学生で増加しています。睡眠不足は、集中力や記憶力の低下につながり、学習や日常生活に支障がでることもあります。
- 生活習慣の乱れにより、朝食を欠食する子どもの割合は増加傾向にあり、また毎日食べている子どもでも、主食のみの割合が増加しています。
- 令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本県の子どもたちの体力合計点は全国平均を上回る状況です。一方で、令和5年度しまねっ子！元気アップ・レポートによると、運動をする子としない子の二極化や、高等学校の女子における運動離れの割合が増加しています。

### [今後の方向性]

- 学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちに健康に関する知識や健康的な生活を実践していく力を育成します。
- スマートフォンやタブレット等、メディアとの接触による健康への被害や睡眠の重要性について、学校だよりなどで啓発するとともに、保護者も参加する行事やメディア教室等を通じて、子どもや保護者の理解を深める取組を推進します。
- 「食の学習ノート」の活用などにより、子どもたちに食に関する正しい知識や食習慣を身に付けるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、栄養教諭を中心とした食育を推進します。
- 体力・運動能力の向上は、健全な体の発達だけでなく心の発達や学びの意欲の向上にもつながることから、幼児期の遊びや学校における運動・競技などを通じて、発達の段階に応じた体力づくりを推進します。

## (10) 人権教育の推進

### [現状と課題]

- こども基本法の理念<sup>18</sup>を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことで、すべての子どもたちがそれぞれの個性と能力を最大限に活かせる教育環境の実現が求められています。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題や、いじめや不登校の認知件数が増加していることから、これまで以上に人権教育の充実を図り、子どもたちの生命と尊厳を守るための教育環境を実現することが求められています。
- すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けて、子ども自身が自らを権利主体として自覚し、自分や他者の生命と尊厳を守るための行動力を身に付けることが求められています。

### [今後の方向性]

- 自分の人権とともに他者の人権を守るための行動力の育成をめざして、研修や学校訪問等を通じて教職員の理解を深めるとともに、自他の人権を尊重するロールモデルとしての教職員の姿を子どもたちに示すことなどにより、日常的に高い人権意識が浸透した教育環境づくりを推進します。
- すべての教育活動において、こども基本法の理念を踏まえた具体的な実践を積み重ねることで、子どもたち一人ひとりに権利の主体としての自覚を促すとともに、自他の生命と尊厳を守る積極的な態度や行動力を育む人権教育を推進します。
- 身近なことから、歴史的・国際的な人権侵害、デジタル社会における新たな形の差別に至るまで、様々な人権課題とその解決について、子どもたちが学び、考え、日常生活に活用することで、幸福な共生社会をつくりだすための行動につながる人権教育と人権学習を推進します。

---

<sup>18</sup> こども基本法の理念とは、すべての子どもについて、基本的な人権が守られること、平等に教育が受けられること、意見を言える機会が確保されること、その意見が尊重されることなど、こども施策の実施に当たっての考え方のこと。

## (11) 道徳教育の推進

### [現状と課題]

- 道徳教育では、学校の教育活動全体を通して、子どもたちが主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養う必要があります。
- 子どもたち一人ひとりが高い倫理観をもち、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す力を培うことが大切です。
- 互いに尊重し協働しながら社会を形成していく上で必要となる礼儀や、規範意識、思いやりの心などを育むためには、市町村との連携のもと、幼児教育施設や学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- 本県では、上記などの道徳性を育み、他者を意識した行動の表れを「ふるまい」と総称し、乳幼児から大人まで「しまねのふるまい」を定着させる取組を進めています。

### [今後の方向性]

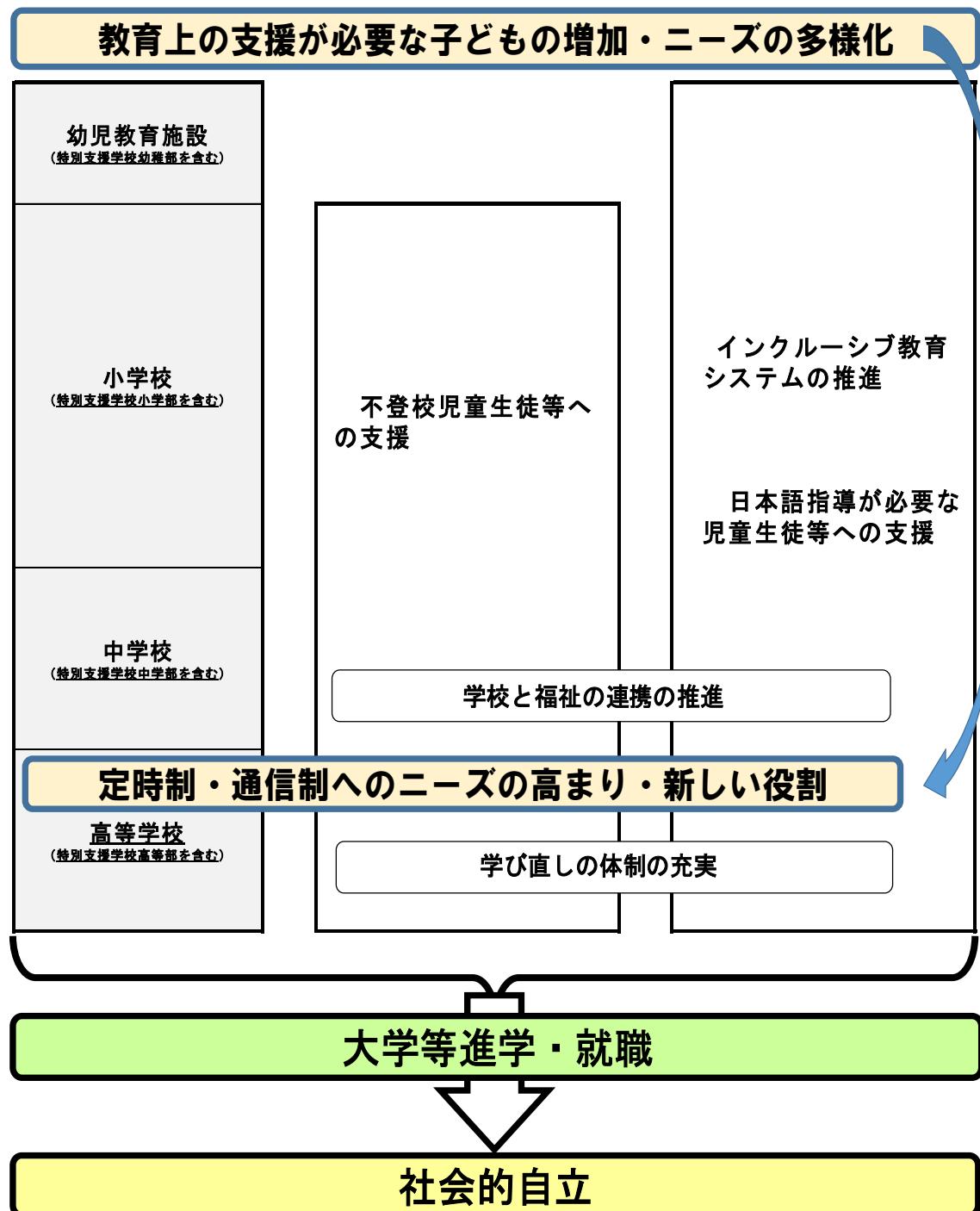
- 小学校、中学校での「特別の教科 道徳」の計画的、発展的な実施や、高等学校における道徳教育推進教師<sup>19</sup>を中心とした、学校教育全体を通じた道徳教育を推進します。
- よりよい社会の形成に主体的に参画する意識が高まるよう、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験などの体験活動を通して「しまねのふるまい」の推進に取り組みます。
- ふるまいの定着に向け、「ふるまい推進員<sup>20</sup>」の派遣により幼児教育施設、小学校における幼児児童、保護者や保育者等への研修を支援します。

---

<sup>19</sup> 道徳教育推進教師とは、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師のこと。

<sup>20</sup> ふるまい推進員とは、「しまねのふるまい」の向上や定着を目指した研修を支援する指導者のこと。

## 2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障



## (1) インクルーシブ教育システムの推進

### [現状と課題]

- 特別な支援が必要な子どもたちは年々増加しており、障がいも多様化しています。また、幼児教育施設や小学校、中学校、高等学校の通常の学級においても、発達障がいのある子どもやその可能性のある子どもが増加しています。
- 特別支援学校だけでなく、特別支援学級や通級による指導など、「多様な学びの場」における教育環境の充実が求められており、全ての教職員等が特別支援教育に対する理解を深め、適切に対応することが重要です。
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行ってきましたが、さらに教員の指導力を高め、個々の実態に応じた効果的な指導を進めていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもたちが自立し社会参加していくためには、障がいの早期発見・早期支援が重要ですが、障がいに対する理解や関係機関との連携が不十分なために、支援が遅れるといった現状があります。
- 就学前から社会参加までの一貫した支援が必要ですが、情報共有や引継ぎが不十分なために支援につながらなかつたり、途切れたりする事例が見受けられます。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶとともに、障がいのある子どもが地域活動等に参加し、社会の一員として豊かに生きることができる共生社会の実現に向け、障がいやインクルーシブ教育システム<sup>21</sup>に関する理解をさらに進めていく必要があります。

### [今後の方向性]

- 特別な支援が必要な子どもたちが、「多様な学びの場」で適切な指導と必要な支援を受けて、その個性と能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、市町村や関係機関と連携した教育を推進します。
- すべての教職員等が、特別支援教育に対する理解を深めることができるように、専門的、体系的な研修を実施するとともに、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制の充実を図ります。
- 特別支援教育のセンター的機能<sup>22</sup>を担う特別支援学校の担当教員や教育事務所の特別支援教育支援専任教員<sup>23</sup>により、幼児教育施設や小中学校、高等学校への巡回相談など、必要な助言・指導を行います。

<sup>21</sup> インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。

<sup>22</sup> 特別支援教育のセンター的機能とは、地域の幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校からの要請に応じて障がいのある子どもに関する巡回教育相談などを行う特別支援学校が担う役割のこと。

<sup>23</sup> 特別支援教育支援専任教員とは、小中学校の教員が抱える特別な支援を要する児童生徒の学習指導や学級経営等の課題の迅速な解決を図るために各教育事務所に1名配置されている相談業務を担う教員のこと。

- 小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを実現するため、市町村教育委員会や各学校のLD（学習障がい）のある児童生徒への指導・支援に対する研修や助言指導を実施します。
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズ、障がいの状態や特性に応じた適切な指導を行うため、非常勤講師の配置等により支援体制の充実を図ります。
- 早期からの支援をより充実させるため、市町村、医療、保健、福祉などの関係機関が連携した相談支援体制づくりを地域の実情に応じて進めるとともに、保護者や支援者に対して相談窓口の周知を図ります。
- 子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、関係機関が共有し、支援を引き継ぐことができるよう、個別の教育支援計画<sup>24</sup>の更なる活用を図ります。
- 特別支援学校において、体験的な学習や遠隔授業などにICTを活用し、障がいの状態や特性に応じた効果的な学習を推進します。
- 特別支援学校高等部において、合同学習等により生徒の就業に向けた意欲や職業スキルの向上を図るとともに、企業等との連携により生徒の希望や適性に応じた進路先の確保や就職後の定着のための支援を行います。
- 特別支援学校と地域の学校等との交流や、特別支援学校の子どもたちの地域活動やスポーツ文化活動などへの参加を通して、障がいのない子どもたちや地域に対し、障がいや障がい児・者への理解促進を図ります。
- 令和12年に開催を予定している全国障害者スポーツ大会が、特別支援学校の子どもたちのスポーツに対する興味・関心の高まりや、スポーツを通じた地域とのつながり、社会への参加・貢献意欲につながるよう、スポーツに親しむ機会を確保します。

---

<sup>24</sup> 個別の教育支援計画とは、障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した教育的支援を行うために作成する計画のこと。

## (2) 不登校児童生徒等への支援

### [現状と課題]

- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、千人あたりの割合も全国平均より高い状況が続いています。「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日施行)を踏まえたいじめの積極的な認知により、いじめの認知件数も増加傾向にあります。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月策定)においては、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮することや、学校に登校するという結果のみを目標とせず、子どもたちが自らの進路を主体的に考えられるように支援することなどが明記されています。
- 県教育委員会による「不登校に関するアンケート調査」(令和6年3月)の結果によると、不登校の主たる要因として、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」など、人間関係に起因するものが多い傾向にあります。
- 近年の社会環境の変化に伴い、子どもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、学校は子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、関係機関からの助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要があります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進するとともに、教育センター等での来所相談や24時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制を整備し、子どもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう、相談窓口の充実を図っています。
- いわゆるフリースクールをはじめとした民間機関と、学校や教育関係機関との相互理解に基づく連携・協働を推進することを目的として、フリースクール等連絡協議会を設置しました（令和6年10月）。

### [今後の方向性]

- 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげます。
- 生徒指導や教育相談担当の教職員に対して、子どもたちの不登校の背景に人間関係の悩みが隠れている可能性があるなどの視点を持つことの大切さを伝えるため、県教育委員会や各学校が実施する研修の充実を図ります。

- 不登校児童生徒の社会的自立への支援を行う公的機関である教育支援センター<sup>25</sup>について、設置する市町村に対する支援を行うとともに、設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行います。
- 学校の空き教室や図書室などを活用した不登校児童生徒の校内での居場所の提供や支援員の配置に取り組む市町村を支援します。
- 子どもたちの多様な学びの場の選択肢のひとつであるフリースクールなど、民間機関との連携により、多様な学習活動の実情を把握するなど、学校や児童生徒への情報提供を行います。
- 高等学校において、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障のため、通信教育の支援を行う配信拠点センターを構築します。

---

<sup>25</sup> 教育支援センターとは、市町村教育委員会が設置する、主に不登校児童生徒に対して、「学校に登校する」という結果のみを目標とはしないものの、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行うための機関のこと。

### (3) 学校と福祉の連携の推進

#### [現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は複雑化・多様化してきており、例えば不登校の背景に生活困窮や発達上の課題、友人関係の悩み等、様々な実態があります。
- 令和6年度「島根県子どもの生活に関する実態調査」によると、生活困難層<sup>26</sup>に該当する世帯の割合が小学校5年生で39.4%（5年前30.1%）、中学校2年生で42.7%（同32.5%）と、5年前に実施した調査と比較して増加している現状があります。
- これまで学校においては、家庭への支援として各種奨学金や就学援助制度を周知する等の取組を行ってきましたが、近年では学校だけでは対応が難しい事例が多く、社会福祉の視点からの支援の必要性が高まっています。
- 子どもたち一人ひとりの学びを保障するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む全ての教職員が連携して子どもたちを支えるとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携・協働した支援の充実が求められています。

#### [今後の方向性]

- 島根県社会福祉士会等との連携による教職員研修や学校への巡回訪問により、教職員の社会福祉に対する理解を深めるとともに、学校と社会福祉の関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの更なる活用を図ります。
- 教職員の気づきが早期の連携につながり、効果的な支援が速やかに実現できるよう、「学校・福祉連携のための手引」（令和6年3月）などを活用するとともに、「気づく・つなぐ・支える」ためのスクールソーシャルワーカーや学校・福祉連携推進教員<sup>27</sup>を含めた校内の組織体制の充実を図ります。
- 教職員が子どもたちの困難さに速やかに気づくことができるよう、また、子どもたちが自らの困難さを大人に相談したり助けを求めたりできるよう、日常的に子どもが意見を表す権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障する教育環境を実現するために、研修等を通じてこども基本法の理解と実践を推進します。
- 地域における子どもの居場所の選択肢を増やすため、教育と社会福祉の両面から支援が必要な子どもたちを対象に学習支援を行う市町村の取組を支援します。

<sup>26</sup> 生活困難層とは、「島根県子どもの生活に関する実態調査」において、3つの要素（低所得、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如）の2つ以上の要素に該当する「生活困窮層」といはずれか1つの要素に該当する「周辺層」を合わせた分類のこと。

<sup>27</sup> 学校・福祉連携推進教員とは、島根県内の県立学校4校に配置され、管内の県立学校等からの相談を受け、学校と福祉の連携を推進する教員のこと。

#### (4) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

##### [現状と課題]

- 県内の小学校、中学校では、日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、幼児教育施設においても、日本語指導が必要な幼児や海外から帰国した幼児が在籍しています。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導はもとより、生活面の指導や個別の教科学習への支援など、多岐にわたる支援が必要です。
- 高等学校などへの進学を希望している生徒の中には、学習言語としての日本語の習得が十分でないなどの理由により、進学を断念せざるを得ないケースがあります。
- 県立学校に入学する日本語指導が必要な生徒も増加しており、卒業時の進路実現に向けた支援体制の充実を図る必要があります。
- 県道高校定時制課程においては、令和3年度から日本語指導の重点受入校として、「日本語理解」や「社会生活基礎」の科目を設定することなどにより、生徒の社会的自立のための支援を行っています。

##### [今後の方向性]

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るため、日本語指導員等の配置や初期集中指導教室<sup>28</sup>の設置等、市町村が行う日本語指導や体制整備等を支援します。
- 幼稚期については、支援事例などを情報収集、展開することなどにより、子どもたち一人ひとりに応じた支援を行います。
- 小学校、中学校における日本語指導の一層の充実のため、子どもたち一人ひとりの状況に応じた「特別の教育課程」を編成する市町村を支援します。
- 県立学校において、高校入学者選抜における特別措置<sup>29</sup>を実施するとともに、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者に対し文書翻訳や通訳等により支援します。
- 宍道高校において、日本語指導を担当する教員等の配置により、日本語指導が必要な生徒への教育と、卒業後の進路実現に向けた支援の充実を図ります。

<sup>28</sup> 初期集中指導教室とは、学校生活を送る上で必要な最低限の初期日本語の習得や学校生活に向けた事前指導など行う教室のこと。設置する市町村によって、名称は様々である。

<sup>29</sup> 高校入学者選抜における特別措置とは、検査教科の一部免除、受験時間の延長、検査問題の漢字へのルビ振りなどのこと。

## (5) 学び直しの体制の充実

### [現状と課題]

- 高等学校の定時制・通信制課程では、中学校から進学してきた生徒、他の高等学校から転学してきた生徒、学び直しのために編入した生徒など多様な生徒が学んでいます。また、進学や就労に向けて高等学校卒業資格の取得を目指す生徒のほか、科目履修生<sup>30</sup>など自己の教養を高めようと学ぶ生徒が在籍するという特徴もあります。
- これらの課程は、働きながら学ぶ勤労青少年の学びの場だけでなく、生活リズムや興味・関心など生徒一人ひとりのスタイルに合った学びの場となっており、近年では、集団での学びに馴染めない生徒や、日本語指導など少人数指導が必要な生徒等、教育上の支援が必要な生徒も増加傾向にあります。

### [今後の方向性]

- 生徒の興味・関心や能力、適性など、一人ひとりの成長の過程に寄り添うとともに、多様な学習形態へのニーズに対応したきめ細かな学びを推進し、社会での自立に必要となる一般的教養や専門的な知識及び技能を身に付けた、地域や社会の担い手を育成します。
- 宍道高校において、学び直しに寄与する基礎的な科目の一層の充実や、学びに向かう意欲を喚起する魅力ある教育内容、日々の教育相談や将来を見通した進路指導など、多様な教育機会を提供します。
- 宍道高校定時制課程午前部において、少人数指導や日本語指導など、きめ細かな指導や支援を行うために必要な体制や環境を整備します。

---

<sup>30</sup> 科目履修生とは、高等学校の卒業資格取得を目的とせず、自分の興味関心に応じて一部の科目の学習をする者のこと。

### 3 地域との協働による学びの充実

#### (1) 地域との連携・協働の推進

##### [現状と課題]

- 地域や学校と良好な関係をつくりながら地域学校協働活動<sup>31</sup>を円滑かつ効果的にコーディネートする地域学校協働活動推進員<sup>32</sup>や、コーディネート機能を有する公民館等が大変重要な存在となっています。
- 高校と地域住民や地元企業などをつなぐ人材は、高校における探究的な学びの質の向上を図る上で重要となっています。
- 教職員、保護者、市町村、大学、地元企業、地域住民など多様な主体が参画して、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である高校魅力化コンソーシアムが、全ての県立高校に構築されましたが、その活動内容がよりよい教育活動とよりよい地域を創ることにつながるよう、さらに活動の充実を図る必要があります。

##### [今後の方向性]

- 学校運営協議会<sup>33</sup>で議論された、目指す子どもの姿や地域の姿が地域学校協働活動で具現化されるよう、地域総掛かりで子どもの成長を支える活動を支援します。
- 学校と地域をつなぐコーディネート機能の充実を図るため、コーディネーター等の更なる人材育成に向けた研修などを市町村等と連携して実施します。
- 高校魅力化コンソーシアムの活動が、各高校や地域の特色を活かした生徒の学びの充実や地域の活性化につながるよう、伴走等を通じて支援するとともに、高校生と教職員を対象とした高校魅力化アンケートの有効活用により、学校運営の基本方針であるグランドデザイン<sup>34</sup>の実現を図ります。

---

<sup>31</sup> 地域学校協働活動とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

<sup>32</sup> 地域学校協働活動推進員とは、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために活動するコーディネートの役割を担う者のこと。

<sup>33</sup> 学校運営協議会とは、委員である保護者代表や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する協議会のこと。

<sup>34</sup> グランドデザインとは、各高校が自校の目指す学校像や育成したい生徒像、特色ある教育課程及び求める生徒像等を示した基本構想のこと。

## (2) 地域を担う人づくり

### [現状と課題]

- 地域の活性化を図るためにには、Uターン・Iターン者や外国人、関係人口などを含め地域に関わる様々な人々が課題を共有し、協働することが必要であり、地域の人々には、多様性を受け入れてお互いを認め合い、よりよい関係をつくることが求められます。
- 子どもや若者が地域社会の一員として活躍することに期待が高まっていますが、子どもが地域で活動する機会や、就職や進学を機に県外へ出た若者が地元に関わり、貢献できるきっかけや場はできつつあるものの、その範囲は限定的となっています。
- 公民館等を核として地域づくりを担うリーダーの人材確保や育成が十分でないことや、主体的に地域づくりに向かう地域住民が高齢化、固定化している状況があります。
- 県内の産業は、人口減少に伴う市場の縮小や働き手の不足、エネルギー・原材料価格の高騰などの厳しい経営環境にあるため、生産性向上と競争力強化等につながる先進的な知識及び技能をもつ、地域や産業界を支える人材の育成が求められています。

### [今後の方向性]

- 「しまね社会教育師認証制度<sup>35</sup>」「しまね社会教育サポーター登録制度<sup>36</sup>」(令和6年11月創設)によるネットワークの構築や学びの場の創出などにより地域のリーダーとなる人づくりを推進します。
- 公民館等が実施する、子どもや若者が主体的に地域活動に参画し、地域とつながり続けることができる取組を支援します。
- 人づくりの拠点となる公民館等の機能強化や活動の充実を支援します。
- ふるさと教育等を通して、地域への愛着や誇り、貢献意欲を育むとともに、教科等の学びを深め、子どもたちの実行力を育成します。
- 高等学校では、大学や企業と連携した探究的な学びや、将来を見据えたキャリア教育を行うことにより、地域や産業界を支える人材育成を推進します。特に、専門高校（専門科系総合学科高校を含む）においては、地域のニーズに応じた即戦力となる人材の育成にも取り組みます。

<sup>35</sup> しまね社会教育師認証制度とは、社会教育に取り組む社会教育主事有資格者をしまね社会教育師として認証し、島根県の社会教育人材の活躍の活性化や意識づけ、ネットワークの構築を進めるとともに、社会教育機能を活かしながらしまねを創る人づくりを目的とする制度のこと。

<sup>36</sup> しまね社会教育サポーター登録制度とは、社会教育活動に取り組む地域住民をしまね社会教育サポーターとして登録し、しまね社会教育師認証者とのネットワークの構築を進めながら、社会教育機能を活かしたしまねを創る人づくりを推進するとともに、社会教育人材の裾野を広げることを目的とする制度のこと。

### (3) 社会教育における学びの充実

#### [現状と課題]

- 人口減少や高齢化など多様な課題が顕在化する中、地域社会においては住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。
- 住民主体の取組を進めるためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であり、取組を牽引するコーディネート能力、ファシリテート能力、マネジメント能力などを有した社会教育の専門的人材が必要となります。
- 高等教育機関等と連携して社会教育主事講習を開催し、社会教育士<sup>37</sup>を養成するための機会を確保しており、安定的に養成しています。一方で、社会教育士の活動内容や専門性が理解されておらず、その役割が十分に活かされていない場合もあります。
- 公民館等を拠点とした地域住民による活動に関わる子どもが増え、それを支える体制や環境を整える地域も見られますが、その取組には地域差があります。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題が増加していることから、安心して暮らせる社会の実現のために、一人ひとりの人権意識をさらに高めていく必要があります。
- 文化芸術は人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養うものであり、子どもたちの教育においても重要です。

#### [今後の方向性]

- 社会教育士の活動内容や成果についての理解促進を図るため、高等教育機関等と連携した情報発信を行うとともに、社会教育士の知識・技術の向上に努め、地域課題解決に取り組む社会教育士等の養成・育成を図ります。
- 「しまね社会教育師認証制度」「しまね社会教育サポーター登録制度」(令和6年11月創設)により、社会教育人材の育成を推進するとともに、ネットワークの充実を図ります。
- 社会教育研修センター等において、地域における住民の学びや実践活動を支援する指導者を育成するとともに、社会教育の振興や生涯学習の推進を図る市町村等への支援や、情報提供や相談対応等の取組を推進します。
- 地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村等の社会教育基盤強化を図るため、社会教育に関わる人材のスキルアップに取り組む市町村等を支援するとともに、取組の成果等を展開します。

<sup>37</sup> 社会教育士とは、令和2年度以降の社会教育主事講習の修了者が「社会教育士（講習）」、社会教育主事養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができる称号のこと。社会教育士には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。

- 様々な人権課題に対して、関係機関と連携しながら、幅広い年代に対する学習機会の充実を図ります。
- 児童生徒の文化・芸術活動に対する顕彰制度等により、青少年の文化活動の推進を図るとともに、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供します。

「しまね社会教育師認証制度」と「しまね社会教育センター登録制度」の詳細は、以下のとおり。

# この指とまれ! しまねの社会教育人材 認証・登録制度

## ふたつの制度!

- ①しまね社会教育師認証制度
- ②しまね社会教育センター登録制度

島根県教育委員会は、今後ますます社会教育人材が活躍することを期待し、しまね社会教育師認証制度、しまね社会教育センター登録制度の運用を開始します。  
積極的にご参加いただき、しまねの社会教育と一緒に盛り上げていきましょう!

### ①しまね社会教育師認証制度

**[期待される役割]**

- 活動の場において、社会教育的な視点を持ちながら、「師」が意味する「教え」、「尊く」役割を期待します

**[対象となる人]**

- 社会教育主事有資格者
- 社会教育主事講習を修了した人（新旧制度問わない）
- 大学の社会教育主事養成課程修了者（例）
- 現在社会教育主事の発令者
- 過去、社会教育主事の発令者
- 講習を修了した公民館等職員
- 社会教育士の称号を取得した人など

### ②しまね社会教育センター登録制度

**[期待される役割]**

- 社会教育的な視点を持ちながら、地域の中で人々と活動を「紡ぐ」役割を期待します

**[対象となる人]**

- 島根県において社会教育のノウハウやスキルを生かして人づくりや地域づくりに関わっている人
- しまねの社会教育事業や活動に関わっている人、これから関わりたいと思っている人（例）
- 社会教育委員、コーディネーター
- 公民館、コミセン、まちセン職員
- 親子ファシリテーターなど

**ロゴ** 認証後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください!

ご縁の国しまねの社会教育導き人

**ロゴ** 登録後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください!

ご縁の国しまねの社会教育紡き人

**登録** 二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください  
※認証制度は社会教育主事講習の終了を証明する書類が必要です

**登録** 二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください

#### (4) 家庭教育支援の推進

##### [現状と課題]

- 家庭教育は、子どもたちが基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操、他者への思いやりや善惡の判断などの基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担っています。また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。
- 核家族化が進むなど、家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、地域社会のつながりが希薄になり、親をはじめとする保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減ったり、悩みを気軽に相談できる人がいなかったりすることなどから、地域における保護者への支援の必要性が大きくなってきています。
- 本県では、家庭教育を支援するツールのひとつとして、保護者としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促す「親学プログラム」、わが子だけでなく、“ よその子・よその親・学校・地域等との関係性 ” も考える「親学プログラム2」を作成し、参加型研修等により県内全域でその普及に努めてきましたが、支援が必要な家庭に必ずしも行き届いていない、あるいは参加者が固定化しているといった課題が見られます。

##### [今後の方向性]

- 幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等やP T A等と連携した「親学プログラム<sup>38</sup>」、「親学プログラム2<sup>39</sup>」の活用により、子育てに関する学習機会の場としてだけでなく、保護者の学びの場やつながりづくりの場の充実を図ります。
- 市町村や社会教育施設と連携しながら、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開します。
- 「親学プログラム」を進行する親学ファシリテーターや、保護者に関わる活動に参加してきた地域住民が「親学プログラム」にとどまらず、新たな家庭教育支援の取組に向かうことができるよう、市町村の取組に対して支援するとともに好事例を展開します。

<sup>38</sup> 親学プログラムとは、わが子との関係性の中で子育てに関する気づきを促し、親同士のつながりづくりを目的としたプログラムのこと。

<sup>39</sup> 親学プログラム2とは、わが子だけでなく、よその子・よその親・学校・地域との関係性も考えるなど、家庭外や地域社会における気づきによる学びや親同士のつながりづくり、地域全体で家庭教育を支援するネットワークづくりを目的としたプログラムのこと。

## (5) 体験活動の充実

### [現状と課題]

- 子どもたちの好奇心や規範意識の高まり、コミュニケーション力等の形成のためには、自然体験や異年齢の友だちとの遊び、地域活動等の体験が重要です。
- 様々な体験を重ねていくことは、子どもたちが地域社会とのつながりを深めるとともに自己肯定感を高めます。こうした体験は、探究的な学びに活かされ、子どもたちが社会の中で自立していくための力につながります。
- 生活環境の変化や家族形態の多様化などにより、子どもたちが置かれている状況は様々であり、体験活動の機会が得られずに、その個性や能力を十分に伸ばすことができない状況も考えられることから、すべての子どもたちが学びを深めることができる環境づくりが求められています。

### [今後の方向性]

- 県立青少年の家や県立少年自然の家において、幼児期から発達の段階に応じた多様な自然体験活動や集団宿泊体験の充実を図り、実施方法や周知を工夫するとともに、国立三瓶青少年交流の家の利用を促進し、すべての子どもたちが体験活動を経験する機会を確保します。
- 子どもたちにとって身近な場所で体験活動ができるよう、公民館や関係団体等に対し、活動の場の創出や好事例の横展開への支援、体験プログラム作成等に関する指導助言等を行います。

## 4 教育の基盤となる環境の整備と充実

### (1) 学びを支える指導体制の充実

#### [現状と課題]

- 近年、公立学校の教員配置において年度当初から欠員が生じる状況が起きており、教員採用試験の受験者数も減少しています。その根本的な原因は教員志望者数の減少であると考えられます。
- 学校と保護者の信頼関係のもと、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎学力の定着や、個性や能力を活かした教育の充実を図る必要があります。
- いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」など環境が大きく変化する学年段階の子どもたちに対して、きめ細かく支援する必要があります。
- いじめや不登校等、不安や悩みを誰にも相談できずにいる子どもたちに対しては、周囲の大人が子どもたちのSOSに気付き、組織的な対応を行ったり、関係機関等と積極的に連携して対応したりするなど、きめ細かな対応が必要です。

#### [今後の方向性]

- 高校生を対象に教職の魅力を伝える「教員志望セミナー」の開催や、大学1、2年生を対象とした学校体験・実習の実施、県外の大学との連携、「しまねの先生ナビ<sup>40</sup>」を活用した教員の魅力発信等により、教員志望者の裾野拡大の取組を推進します。
- 教員採用試験の実施時期の早期化や年度途中での特別選考試験の実施等、教員確保に向けた直接的な取組と、働き方改革及び若手教員へのサポート強化等をあわせて推進します。
- 教員が子どもたち一人ひとりの状況を丁寧に把握し、組織的にきめ細かな指導が実現できるよう、少人数学級編制を実施するとともに、非常勤講師やサポート人材を配置します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の効果的な活用により、組織的な支援体制の充実を図ります。

<sup>40</sup> しまねの先生ナビとは、教員という仕事のやりがい・魅力を発信することを目的とした島根県教員採用情報提供サイトのこと



## (2) 教職員の人材育成

### [現状と課題]

- 教職員には、探究心を持って新しい知識及び技能を学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や、複雑化・多様化する様々な教育課題に対応できる専門性を高めることが求められています。
- 学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する状況において、個々の教職員の指導力を高めていくだけでなく、多様な専門性をもつ人材と効果的に連携・協力し、チームの一員として組織的・協働的に対応する力が一層必要となっています。そのためには、管理職だけでなく、全ての教職員が学校マネジメントを理解し、その重要性を意識しながら教育を実践していく必要があります。
- 本県では、どの校種においてもミドルリーダーとしての経験を有する中堅層の教員（40歳前後）が少なく、経験豊富で知見があるベテラン層の教員（50歳以上）が多いなど、教員の年齢構成に偏りがあります。このため、若手を指導できる力量を持った中堅層の教員を育成するとともに、ベテラン層の中から、学校の運営・指導体制の構築に積極的に参画する教員を育成することが大きな課題となっています。

### [今後の方向性]

- 全ての教職員に対し、「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針」（令和6年4月改定）や「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針」（令和6年2月改定）の周知を図るとともに、キャリアステージごとに育成すべき姿を示した育成指標をもとに、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を推進します。
- 教職員が探究心を持って学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や様々な教育課題に対応できる専門性を高めることができるよう、教職員研修の内容や研修方法の工夫・改善を図ります。
- 採用時からミドルリーダー、主幹教諭、副校長・教頭、校長まで、教職員に段階的に実施する学校マネジメント研修の一層の充実を図ります。
- 「学校管理職等育成プログラム」（令和6年3月改定）を踏まえた、学校マネジメントを中心とした研修の実施により、管理職等の育成を推進します。

### (3) 働き方改革の推進

#### [現状と課題]

- 社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の長時間勤務の是正及び、ワーク・ライフ・バランスの適正化を図ることにより教育の質の向上等を図るため、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定しました。
- 業務改善事例集や各学校の取組事例の広報、働き方改革リーダー教員の養成や、多様な働き方に向けた実践研究などの業務改善のための研修等により教職員の意識改革に取り組むとともに、スクール・サポート・スタッフ<sup>41</sup>、スクールロイヤー等の外部人材の活用や、環境整備等の外部委託を推進しています。
- 本県の状況は以下のとおりであり、「教職員の働き方改革プラン」で掲げる3つの数値目標（※）は一部未達成です。
  - ・ 時間外勤務の月平均は34.6時間、年415時間（令和5年度）
  - ・ 年次有給休暇の年5日以上取得は93.2%、取得日数は13.6日（令和5年）
  - ・ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合は58.8%（令和5年度）
- ※ 働き方改革の数値目標
  - (1) 時間外勤務の上限の目安 月45時間（年360時間以内）
  - (2) 年次有給休暇の取得日数 全教職員が年5日以上、全校種の平均13日以上
  - (3) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合 90%以上
- 令和5年12月に県教育長と全ての市町村教育長が保護者や地域住民をはじめ広く県民に対して、「共同メッセージ」を発出しました。

#### [今後の方向性]

- 個々の学校の実態をきめ細かに把握するとともに、教員にしかできない業務、教員でなくてもできる業務の精査など、学校が担う業務の適正化や平準化の取組を推進することにより、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保します。
- 県立高校においては、入学者選抜におけるインターネットを活用した出願システムの導入やデジタル採点システムの活用などにより、教職員の負担軽減を図ります。
- 部活動における地域人材や、教頭マネジメント支援員など、外部サポート人材の更なる活用に取り組むとともに、年次有給休暇や男性の育児休業等の取得促進など多様な働き方を検討・推進します。

<sup>41</sup> スクール・サポート・スタッフとは、小学校、中学校において、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、事務作業等の業務支援を行う支援員のこと。

- 学校及び教員が担う業務の3分類、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」や「共同メッセージ<sup>42</sup>」の内容を広く県民に広報、啓発することで、保護者や地域に理解と協力を求めていきます。

<sup>42</sup> 共同メッセージとは、令和5年12月22日、県及び全19市町村の教育長が、保護者・地域の皆様にお願いしたいことを具体的にまとめ、「共同メッセージ」として採択し、発表したこと。

島根県内教育長 共同メッセージ — 保護者・地域の皆さんへ —

言葉もかぎ、言葉かの、  
そこからもの。

# 教職員の「働き方改革」に ご理解・ご協力をお願いいたします。



教職員には、豊かな人間性や使命感、教育的愛情といった資質を胸に抱き、子どもたちのために全力を尽くす責任があります。そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働き方の状況を見ると、改善途上にあるものの、今なお長時間の時間外勤務が発生しており、若手の中途退職も増えています。さらに、小学校を中心に、配置すべき数の教職員を確保できない事態も生じています。

「働き方改革」によって、こうした状況を開拓するとともに、生み出した時間を使って、前の授業を踏まえた次の授業の準備やプリント等の添削、個別の学習支援、教育相談など、子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合える環境をつくりたいと思っています。

このため、県・市町村が協力して「働き方改革」に取り組みますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)

 <p>学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内にお願いします。</p> <p>教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね午前8時頃から午後5時頃までです。なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れる時間に行なうことがあります。</p>	 <p>登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力をお願いします。</p> <p>子どもたちの安全な登下校のため、引き続き、皆さまのご協力をお願いします。また、校外生活についても、ご家庭でのご指導をお願いします。</p>	 <p>地域・学校の連携を推進するためにも、学校へ参加を求める会合・行事のうち可能なものについては、平日・勤務時間内の開催もご検討ください。</p> <p>学校によっては、学校が開催する会合についても、参加者誰もが参加しやすい時間・方法の工夫を進めます。</p>
--	---	--

島根県教育委員会教育長 大田市教育委員会教育長 松江市教育委員会教育長 浜田市教育委員会教育長 中云市教育委員会教育長 益田市教育委員会教育長  
 大田市教育委員会教育長 安来市教育委員会教育長 川本町教育委員会教育長 芦原町教育委員会教育長 高岡市教育委員会教育長 奥出云町教育委員会教育長  
 矢野町教育委員会教育長 川本町教育委員会教育長 海一町教育委員会教育長 西ノ庄町教育委員会教育長 仁多郡教育委員会教育長 津和野町教育委員会教育長  
 古賀町教育委員会教育長 海一町教育委員会教育長 海一町教育委員会教育長 西ノ庄町教育委員会教育長 和田郡教育委員会教育長 那波郡教育委員会教育長  
 令和5年12月22日 共同メッセージ 於・島根県民会館

お問い合わせ:島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6671

#### (4) 学校危機管理体制の充実

##### [現状と課題]

- 地震、豪雨などの自然災害、記録的な猛暑による熱中症などの厳しい気象条件による被害、集団で歩道を歩行中の交通事故といった子どもたちの安全を脅かす事件・事故などの危機管理事案が全国で発生しています。
- 様々な危機に対して適切かつ迅速な対応ができるよう、「学校危機管理の手引」を随時改訂し、県立学校や市町村教育委員会へ周知しています。また、学校においても、この手引を踏まえた危機管理マニュアルを作成し、緊急時の連絡体制強化のほか、迅速な連絡手段を確保するなど、危機管理体制の整備に取り組んでいます。
- 学校においては、危機管理マニュアルに基づいて、事故発生の未然防止に努めるほか、事故等が発生した場合は迅速かつ適切な対応を図るとともに、事故等を教訓とした再発防止に向けた取組が必要です。
- 大きな事件、事故、災害等により、児童生徒や教職員に強いストレスによる心の健康問題が生じることがあるため、日頃からきめ細かな健康観察等を実施し、事故等が発生した場合には、心身の健康状態の変化を的確に把握できるようにしておく必要があります。

##### [今後の方向性]

- 様々な危機管理事案が発生することを想定して「学校危機管理の手引」の点検や見直しを行うとともに、学校においては、外部の専門家を招いての実地訓練の実施、警察や消防、医療機関などの関係機関と連携することによる危機管理体制の充実を図ります。
- 子どもたちや保護者が安全点検に参加することなどにより、身近な生活における安全行動の能力の向上に向けた取組を推進します。
- 通学路等における、学校・警察・地域等との連携による危険箇所の把握や、交通安全の取組を推進します。
- 校内における相談体制の充実を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら児童生徒や教職員の心のケアに努めます。

## (5) 学校施設の環境改善の推進

### [現状と課題]

- 建築後 30 年以上経過した学校施設が増えてきたことによる老朽化対策等に加えて、トイレ洋式化やエアコン設置などの環境改善が必要となっています。また、照明器具の LED 化など、脱炭素化社会の実現に貢献する環境に配慮した施設整備を推進していく必要があります。
- 小中学校では、統廃合の検討などのために校舎等の耐震化工事に着手できず、管内の学校の耐震化率が 100% に達していない市町村があります。
- 在籍者が増加する県立学校において、教室不足・狭あい化への対応や、多様化する生徒の特性等に対応した施設整備を進めていく必要があります。
- 江津地域の子どもたちにとって望ましい教育環境を将来にわたって維持できるよう、令和 10 年度を目指として県立高校を新たに設置することとしています。

### [今後の方向性]

- 小中学校において、耐震化などの防災対策や特別教室等へのエアコン設置などの必要な整備が推進されるよう、補助要件の緩和等の財政支援の充実について、国への要望を行うなど市町村の取組を支援します。
- 県立学校において、老朽化した施設の改修に加え、トイレ洋式化や特別教室等へのエアコン設置、照明器具の LED 化などの環境改善を、優先度を判断しながら計画的に実施します。
- 浜田養護学校について、校舎の老朽化や狭あい化の解消、実習施設の充実に向けた施設整備を実施します。
- 宍道高校について、教室不足の解消や多様な学びへの対応のための施設整備を実施します。
- 江津地域の県立高校の設置に向け、新設校開校準備委員会における議論等を踏まえた校舎や寄宿舎の施設整備を実施します。

## (6) 部活動の地域連携・地域移行

### [現状と課題]

- 部活動は、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技術等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学びに向かう意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育成するなどの教育的意義を有しています。
- ほとんどの地域が中山間地域や離島である本県では、少子化による部員数の減少により学校単独での大会参加が困難なことや、教員の負担、指導者の確保など多くの課題があります。これまででは、教員の献身的な勤務のもとで部活動の指導や運営が行われてきましたが、教員の実務的・精神的負担は大きく、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきています。
- 国から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）が示され、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、公立中学校の部活動の段階的な地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされるなど、部活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

### [今後の方向性]

- 将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、部活動における教員の負担を軽減するために地域人材の活用を進め、「部活動指導員<sup>43</sup>」、「地域連携指導員<sup>44</sup>」、「地域指導者<sup>45</sup>」を県立学校へ配置するとともに、公立中学校に配置する市町村を支援します。
- 「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」（令和7年3月策定予定）に基づいて、具体的な検討や取組を実施する市町村を支援します。

---

<sup>43</sup> 部活動指導員とは、部活動の顧問の役割を担い、単独で技術指導や大会等への引率を行う者のこと。

<sup>44</sup> 地域連携指導員とは、単独で技術指導を行い、大会等の引率は部活動の顧問と協力して行う者のこと（単独での引率も可能）。

<sup>45</sup> 地域指導者とは、部活動の顧問とともに技術指導を行う者のこと（引率業務は行わない）。

## (7) 図書館サービスの充実

### [現状と課題]

- 県立図書館には、従来からの資料の貸出しやレファレンス等の読書支援、調査・研究支援に加えて、様々な地域の課題解決に役立つ情報提供など、多様化する県民ニーズに対応する情報の拠点となることが求められています。
- 現在では、県内すべての市町村に図書館等が整備されていますが、蔵書数などは市町村によって差があるため、県立図書館には市町村立図書館等への図書の相互貸借や図書館職員の人材育成などの役割が求められています。

### [今後の方向性]

- 市町村立図書館等と連携し、多様化する県民ニーズに対応した情報提供により、地域や住民が抱える様々な課題を解決するための支援の充実や、知的財産の拠点として調査・研究を支援します。
- 身近な場所で多くの図書に触れることができるよう、市町村立図書館等の図書の貸出支援や、図書館職員の人材育成支援などによる読書環境の整備を推進します。
- 読書ボランティアと連携した乳幼児期から本に親しむ環境づくりや、バリアフリー資料の整備等により、県民の読書機会の充実を図ります。

## (8) 文化財の保存・継承と活用

### [現状と課題]

- 本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群をはじめ、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」<sup>46</sup>や出雲大社、松江城、石見銀山などの世界に誇りうる歴史文化遺産が数多くあり、その価値や魅力を、広く情報発信することが必要です。
- 歴史文化遺産を次世代に継承していくための保存修理や技術の伝承、後継者の育成とともに、それらを活用し学びを深め、県民の郷土に対する愛着と誇りの醸成を図ることが必要です。

### [今後の方向性]

- 歴史・文化への興味・関心や学びに向かう意欲が高まるよう、体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や県内外での講演会開催・オンライン配信などにより発信します。
- 文化財の指定等により保護を図り、所有者等による保存修理や伝統文化の継承活動を支援するとともに、地域の文化財の価値を分かりやすく伝えることにより、学校での学びや地域住民による利活用を促進します。
- 令和9年に発見500年・世界遺産登録20周年を迎える石見銀山について、大田市等と連携した魅力化や持続化の取組を推進します。

---

<sup>46</sup> 全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」

奈良時代に諸国で編纂された風土記はいずれも原本は残っておらず、5カ国（常陸・出雲・播磨・豊後・肥前）の風土記のみ写本で伝えられている。このうち全体が残るのは『出雲国風土記』のみである。

## (9) 私立学校への支援（総務部総務課）

### [現状と課題]

- 建学の精神と独自の教育方針の下、公教育の一翼を担う私立学校の教育環境・教育水準の維持向上や、私立学校ならではの特色ある教育活動を展開するため、私立学校に対する支援が必要です。
- 少子化の影響により、多くの学校において入学生の確保が課題となっていきます。
- 子どもたちの修学の継続や、教育環境・教育水準の維持向上には、保護者負担の軽減のための支援が必要です。

### [今後の方向性]

- 私立学校に対して、子どもたちに対する教育環境・教育水準の維持向上などのための経常費助成などを支援します。
- 私立高等学校や専修学校の経営健全化を確保するために、学校自らが行う魅力的な教育環境の整備や生徒確保の取組に対して支援します。
- 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減するための取組に対して支援します。

(諮問文)

島教総第959号

島根県総合教育審議会

会長 肥後 功一 様

島根県教育の一層の振興を図るため、今後を見通した島根県の教育の在り方について、別紙の理由を添えて諮問します。

令和6年3月18日

島根県教育委員会

(諮問理由)

島根県教育委員会は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」という基本理念には、ふるさと教育などを通して、島根での学びを自らの原点に持ち、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこに住んでいても、地域の人々と関わりを持って、地域の発展を支えていく心豊かな人を育てたいとの想いを込めています。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子・高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画が昨年6月に閣議決定されました。

さらに、昨年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、基礎学力の低下、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化しています。

こうした中、本県教育の基本理念や施策の方向性を次期計画にまとめ、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えています。

そのため、次期計画の根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について、ご提示をお願いします。

(答申文)

島根県教育委員会様

今後を見通した島根県の教育の在り方について（答申）

本審議会は、令和6年3月18日付けで、島根県教育委員会から今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問されました。

慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

令和6年9月20日

島根県総合教育審議会  
会長 肥後 功一

国連は2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットからなる取組（SDGs）を掲げ、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、人類の平和と協調を推進しようとしている。わが国も含め、加盟各国が努力を続けているところであるが、その一方、前回、島根県総合教育審議会が現行の教育ビジョン策定のために答申を出して（2020年1月）以降、世界ではいくつもの紛争や対立が生じ、その長期化も懸念されている。またこの5年間には、新型コロナウィルスのパンデミック、世界各地における大規模な森林火災や洪水など地球温暖化の深刻化を示す現象の増加など、われわれは地球規模で進行する厄災を経験し、まさに未知の課題に直面する中で国を超えた人類としての叡智が試されている。また高度な性能を備えたロボットや人工知能の開発、無線操縦で飛行する小型無人機（ドローン）の実用化、治療法のなかつた病気に対する新薬の開発、ChatGPTなどの生成AIの登場と日常化、無人運転車や空飛ぶ車の開発など、各分野の技術革新も著しく、これから時代を生きていく子どもたちの仕事を想像することさえ難しいような状況が生じている。

こうした奔流の中に子どもは生まれ、あっという間の教育期間を過ごし、そして18年後には成人として未来の社会を担うこととなる。もちろん人生100年時代といわれる長寿社会においては、教育期間も長期化し、生涯学び続ける力が求められることになろう。しかしそれでもやはり、幼児教育に始まり初等・中等教育へと続く人格形成期の学校教育の時代が、子どものその後の人生にとって、特別な意味を伴って重要であることに変わりはない。

島根県総合教育審議会（以下、審議会という）は、令和6年3月18日付で島根県教育委員会より、今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問を受け、以来、上述のような現在、近未来の教育の動向や、島根県が進めてきた教育の特質を踏まえ、6回に及ぶ議論を重ねてきた。この答申においては審議の結果を総括し、3つの基本目標（及び、学校の姿）、3つの育成したい資質・能力（及び、大切にしたい教育環境）を提示するとともに、新たな項目として「教職員の資質・能力が発達し發揮される環境の整備」を設け、今後およそ5年を目途として島根県の教育がめざすべき姿を示した。

本答申が次期しまね教育ビジョンの策定に役立てられることを願う。

## 島根県総合教育審議会委員名簿

任期：令和5年8月9日～令和7年8月8日

氏 名	職 業 等	備 考
宇谷 留美	元 出雲養護学校 P T A会長	
大野 貴代美	島根県高等学校 P T A連合会 副会長	
小川 静香	元 日の丸保育所所長	
香川 奈緒美	島根大学 教育学部 准教授	
川中 淳子	島根県立大学 人間文化学部 教授	副会長
坂手 洋介	島根県 P T A連合会 会長	
谷本 祐一郎	株式会社ベネッセコーポレーション 教育情報センター センター長	
野津 浩一	隠岐の島町教育委員会教育長	
肥後 功一	島根大学 名誉教授	会長
前田 幸二	島根日日新聞松江支局 論説委員	

(敬称略、五十音順)

## 島根県総合教育審議会における審議等の経過概要

開催日	会議の主な内容
令和6年3月18日	<p>1 「今後を見通した島根県の教育の在り方について」を諮問      2 現行ビジョンの概要と主な施策の成果等      3 島根県の教育における令和6年度の主な取組      4 諮問事項に係る意見交換</p>
5月13日	県教育委員会が取り組んでいる教育の姿を議論
6月11日	<p>1 関係者からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県社会教育委員 大地本 由佳 氏</li> <li>・ 島根県臨床心理士・公認心理師協会会长 和田 葉子 氏</li> <li>・ 島根県社会福祉士会理事（副会長） 太田 桂子 氏</li> <li>・ 島根県放課後児童支援スーパーバイザー 江角 千絵 氏</li> </ul> <p>2 答申に関する意見交換</p>
7月8日	<p>1 関係者からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県市町村教育委員会連合会会長 杉谷 学 氏（出雲市教育委員会教育長）</li> <li>・ 島根県都市教育長会会长 藤原 亮彦 氏（松江市教育委員会教育長）</li> <li>・ 島根県町村教育長会会长 宇山 廣繁 氏（川本町教育委員会教育長）</li> <li>・ 島根県都市教育長会副会長 岡田 泰宏 氏（浜田市教育委員会教育長）</li> </ul> <p>2 答申に盛り込む項目の検討</p>
8月8日	答申(案)の審議
9月17日	答申の審議
9月20日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申

## 令和6年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

### 1 趣 旨

学校教育における教育実践等に顕著な成果をあげた現職の教職員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とする。

### 2 受賞者及び受賞理由

- (1) 島根県立松江ろう学校 川谷 芳寿子 教諭  
県内における、聴覚障がいへの多面にわたる貢献が評価されたため
- (2) 島根県立松江東高等学校 佐藤 秀人 教諭  
部活動指導に留まらない、県内の競技力向上への貢献が評価されたため
- (3) 島根県立横田高等学校 伊藤 直登 教諭  
部活動を通した生徒指導およびその実績が評価されたため
- (4) 出雲市立西田小学校 飯塚 孝 教諭  
教科指導での実践および、その成果を積極的に共有する姿勢が評価されたため
- (5) 島根県立横田高等学校 森山 恭 教諭  
多年にわたる美術指導の取組および功績が評価されたため
- (6) 雲南市立寺領小学校 安達 美樹 養護教諭  
長年の学校保健推進および県内養護教諭の資質向上への貢献が評価されたため
- (7) 雲南市立阿用小学校 多賀 真由美 養護教諭  
養護教諭として、関係者と連携しつつ多年にわたり尽力されたことが評価されたため

### 3 表彰式

- (1) 日 時 令和7年1月17日（金）  
表彰状授与、文部科学大臣等挨拶、受賞者代表挨拶、記念講演など
- (2) 場 所 東京大学 安田講堂

## 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の出願状況について

### 1 特色選抜について

- ・ 昨年度までの推薦選抜を廃止し、今年度から新たに学校長の推薦を必要としない総合選抜及びスポーツ特別選抜を実施
- ・ 総合選抜、中高一貫特別選抜、スポーツ特別選抜の3つの選抜を総称して特色選抜とする。

### 2 出願期間

令和7年1月8日（水）～1月10日（金）

※郵送の場合、1月14日（火）以降に届いたものについては、  
1月9日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける

### 3 入学定員

5,043名（R6年度 5,043名）

※この入学定員の内数として、特色選抜の募集人員を設定

### 4 総合選抜

- (1) 募集高校・学科数 36校71学科 （R6年度推薦選抜 35校 64学科）  
※昨年度推薦選抜を実施せず、総合選抜を実施する学校・学科（6校7学科）

松江北高校理数科、松江南高校普通科、出雲高校普通科

大田高校普通科・理数科、浜田高校普通科、益田高校普通科

- (2) 募集人員 1,717名程度（R6年度推薦選抜 1,159名程度）

※募集人員は当該学科の入学定員の40%（体育科は60%）程度まで各学校が定めている。

- (3) 選抜方法 書類審査、面接、学力検査等

※各高校が2つ以上の検査方法を指定して実施

- (4) 出願者数 2,674名（R6年度推薦選抜 872名）

（参考）過去の推薦選抜出願状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
募集高校数	29	30	33	34	35
募集人員(程度)	1,096	1,070	1,132	1,132	1,159
出願者数	758	851	892	904	872

### 5 中高一貫特別選抜

- (1) 募集高校・学科 飯南高校・普通科、吉賀高校・普通科

- (2) 募集人員 飯南高校 募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。  
吉賀高校 20名程度

- (3) 選抜方法 書類審査、面接等

- (4) 出願者数 飯南高校 19名（R6年度 29名）  
吉賀高校 11名（R6年度 17名）

### 6 スポーツ特別選抜

- (1) 募集高校 19校（R6年度 18校）

- (2) 募集人員 176名（R6年度 136名）

- (3) 選抜方法 書類審査、面接、実技等

※各高校が2つ以上の検査方法を指定して実施

- (4) 出願者数 101名（R6年度スポーツ特別推薦選抜 49名）

- 7 面接等の実施日** 1月21日（火）～23日（木）のいずれかで各校が実施  
※教育委員会作成の学力検査は22日（水）に一斉実施
- 8 合格内定通知** 1月30日（木）各高等学校長から中学校等の校長へ通知
- 9 合格発表** 3月14日（金）10時 一般選抜合格者とともに発表

令和7年度 島根県公立高等学校入学者選抜 総合選抜・中高一貫教育校(連携型)に係る入学者選抜・スポーツ特別選抜 出願者数(学校別)  
島根県教育委員会 R7.1.14 15:00現在

学校名	学科名	学級数	入学定員	身元引受人による県外受験生の合格者数上限		特色選抜出願者数										面接等実施日	学科名	学校名			
				総合選抜				中高一貫特別選抜		スポーツ特別選抜		合計	f=c+d+e	面接等実施日							
				募集人員	出願者数	募集人員	出願者数	募集人員	出願者数	募集人員	出願者数										
安来	普通	4	160	20%	32	40%	64	50	7			12	12	12	5	62	1月22日	普通	安来		
情報科学	情報システム	1	120	6%	7	40%	48	41	0	総合選抜				中高一貫特別選抜				情報科学			
	情報処理	1								スポーツ特別選抜				合計							
	マチティライ	1								募集人員	出願者数	募集人員	出願者数	募集人員	出願者数	合計	f=c+d+e	1月21日	情報システム 情報処理 マチティライ		
松江北	普通	6	240	※2	10%	24	12	0	総合選抜				中高一貫特別選抜				合計				
	理数	1	40						スポーツ特別選抜				合計				普通				
	計	7	280						募集人員	出願者数	募集人員	出願者数	募集人員	出願者数	合計	f=c+d+e	1月22日	普通 理数			
松江南	普通	5	200	※2	16%	32	59	0	総合選抜				中高一貫特別選抜				合計				
	探究科学	2	80						スポーツ特別選抜				合計				普通 探究科学				
	計	7	280						募集人員	出願者数	募集人員	出願者数	募集人員	出願者数	合計	f=c+d+e	1月22日	普通 探究科学			
松江東	普通	5	200	※2	40%	80	156	0	総合選抜				中高一貫特別選抜				合計				
	機械	1	40						スポーツ特別選抜				合計				普通				
	電子機械	1	40						合計				普通				機械 電子機械				
松江工業	電気電子工学	1	40	※2	40%	16	18	0	総合選抜				中高一貫特別選抜				合計				
	情報リサイクル学	1	40						スポーツ特別選抜				合計				電気電子工学 情報リサイクル学				
	建築都市工学	1	40						合計				普通				建築都市工学				
松江商業	計	5	200	※2	40%	80	92	0	総合選抜				中高一貫特別選抜				合計				
	商業	3	200	※2	40%	80	150	2	スポーツ特別選抜				合計				普通 商業				
	国際ビジネス	1							合計				普通 国際ビジネス				松江商業				
松江農林	情報処理	1							合計				普通				生物生産 環境土木				
	生物生産	1	40	※2	40%	16	29	0	総合選抜				中高一貫特別選抜				合計				
	環境土木	1	40						スポーツ特別選抜				合計				生物生産 環境土木				
出雲	計	4	160						合計				普通				松江農林				
	大東	3	90	※3	9	40%	36	43	4	総合選抜				中高一貫特別選抜				普通			
	横田	3	90							スポーツ特別選抜				合計				普通			
	三刀屋	4	160							合計				普通				三刀屋			
出雲工業	掛合	1	40	※2	15%	6	9	0	総合選抜				中高一貫特別選抜				掛合				
	飯南	2	80						スポーツ特別選抜				合計				普通				
	平田	4	160						合計				普通				平田				
出雲工業	機械	1	40	※2	40%	16	23	0	総合選抜				中高一貫特別選抜				機械				
	電気	1	40																		

## 令和7年度島根県立高等学校スポーツ特別選抜 出願者数(学校別)

No.1

## 島根県教育委員会

全日制				出願者数								
学校名	学科名	学級数	入学定員	フェンシング 男子	フェンシング 女子	バレー 男子	バレー 女子	バスケット 男子	バスケット 女子	アーチェリー 男子	アーチェリー 女子	合計
安来	普通	4	160	2	3	4	3	1	1	1	1	12

学校名	学科名	学級数	入学定員	ソフトテニス 女子								合計
松江南	普通	5	200	1								1
	探究科学	2	80	0								0
	計	7	280	1								1

学校名	学科名	学級数	入学定員	ローラーボード 男子	ローラーボード 女子	バスケット 男子	バスケット 女子	アーチェリー 男子	アーチェリー 女子			合計
松江東	普通	5	200	1	0	8	0	0	0			9

学校名	学科名	学級数	入学定員	レスリング 男子	フェンシング 男子	バレー 男子	ソフトテニス 男子					合計
松江工業	機械	1	40	1	0	1	1					3
	電子機械	1	40	0	0	0	2					2
	電気電子工学	1	40	0	0	4	0					4
	情報クリエイター学	1	40	0	1	0	2					3
	建築都市工学	1	40	0	0	0	0					0
	計	5	200	1	1	5	5					12

学校名	学科名	学級数	入学定員	バドミントン 女子	サッカー 女子	バスケット 女子						合計
松江商業	商業	3	200	4	4	4						12
	国際ビジネス	1										
	情報処理	1										
	計	5	200	4	4	4						12

学校名	学科名	学級数	入学定員	ビーチバレー 男子								合計
大東	普通	3	90	4								4

学校名	学科名	学級数	入学定員	ホッケー 男子	ホッkee 女子							合計
横田	普通	3	90	6	2							8

学校名	学科名	学級数	入学定員	ソフトボール 男子	ソフトボール 女子							合計
三刀屋	総合学科	4	160	1	7							8

学校名	学科名	学級数	入学定員	柔道 男子	柔道 女子							合計
平田	普通	4	160	3	1							4

学校名	学科名	学級数	入学定員	弓道 男子	弓道 女子							合計
出雲	普通	6	240	0	1							1
	理数	1	40	0	0							0
	計	7	280	0	1							1

## 令和7年度島根県立高等学校スポーツ特別選抜 出願者数(学校別)

No.2

島根県教育委員会

出願者数

学校名	学科名	学級数	入学定員	島根県教育委員会 出願者数								合計
				自転車 男子	自転車 女子	アーチ 男子	アーチ 女子					
出雲工業	機械	1	40	0	0	0	0					0
	電気	1	40	0	0	0	0					0
	電子機械	1	40	0	0	0	0					0
	建築	1	40	0	0	0	0					0
計		4	160	0	0	0	0					0

学校名	学科名	学級数	入学定員	島根県教育委員会 出願者数								合計
				ウェイト リフティング 男子	ウェイト リフティング 女子	カヌー 男子	カヌー 女子					
出雲農林	植物科学	1	40	0	0	0	0					0
	環境科学	1	40	1	0	0	0					1
	食品科学	1	40	0	0	0	0					0
	動物科学	1	40	0	0	0	0					0
計		4	160	1	0	0	0					1

学校名	学科名	学級数	入学定員	島根県教育委員会 出願者数								合計
				陸上 男子	陸上 女子	サッカーメンズ	剣道 男子	剣道 女子	体操 男子	体操 女子		
大社	普通	5	200	4	0	3	2	1	2	0	12	
	体育	1	40	0	0	0	0	1	0	0	1	
	計	6	240	4	0	3	2	2	2	0	13	

学校名	学科名	学級数	入学定員	島根県教育委員会 出願者数								合計
				カヌー 男子	カヌー 女子							
島根中央	普通	3	105	4	0							4

学校名	学科名	学級数	入学定員	島根県教育委員会 出願者数								合計
				水球 男子	ハンド 男子	ハンド 女子						
江津	普通	2	80	0	3	2						5

学校名	学科名	学級数	入学定員	島根県教育委員会 出願者数								合計
				ローリング 男子								
江津工業	機械・ロボット	1	40	2								2
	建築・電気	1	40	0								0
	計	2	80	2								2

学校名	学科名	学級数	入学定員	島根県教育委員会 出願者数								合計
				体操 男子	体操 女子							
浜田	普通	4	160	1	0							1
	理数	1	40	0	0							0
	計	5	200	1	0							1

学校名	学科名	学級数	入学定員	島根県教育委員会 出願者数								合計
				レスリング 男子	レスリング 女子							
隠岐島前	普通	1	80	1	1							2
	地域共創	1	80	1	1							2
	計	2	80	1	1							2

学校名	学科名	学級数	入学定員	島根県教育委員会 出願者数								合計
				相撲 男子	ヨット 男子	ヨット 女子						
隠岐水産	海洋システム	1	40	2	0	0						2
	海洋生産	1	40	0	0	0						0
	計	2	80	2	0	0						2

計	出願者合計	101
---	-------	-----

## ICTを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定の継続について

### 1 概要

今年度の成果と課題を踏まえ、学習場面における効果的なICT活用による児童生徒の個別最適な学びの一層の充実を図るため、島根県立大学、株式会社NTTドコモと締結した連携協定を令和7年度も継続する。

- ・ 協定の期間 令和3年3月18日～令和7年3月31日（現行）  
令和3年3月18日～令和8年3月31日（延長後）
- ・ 目的 ICTを活用した特別支援教育の質の向上、課題解決、障がい理解の促進

### 2 令和6年度の取組

#### (1) ア しまね海洋館アクアスを中心とした、リモート学習の取組を実施

※ 船の科学館「海の学びミュージアムサポート支援事業」の助成金をアクアスが活用

- ・ 単独での実施校：(R5) 松江ろう学校、浜田養護学校  
(R6) 盲学校、松江ろう学校、松江養護学校、出雲養護学校、石見養護学校、江津清和養護学校、松江緑が丘養護学校
- ・ 合同学習参加校：(R5) 盲学校、松江養護学校、浜田養護学校、隠岐養護学校、松江清心養護学校  
(R6) 盲学校、出雲養護学校、隠岐養護学校、松江清心養護学校、松江緑が丘養護学校

#### イ VUZIX(ビュージックス)の導入と今後の活用

- ・ 遠隔での校外学習や修学旅行の実施
- ・ 校外学習や修学旅行の事前学習
- ・ 現場実習などでの活用、一人称視点での両手を使った映像の撮影と活用

#### (2) 取組の成果

- ・ ICT機器を用いた遠隔による学習の充実、学習保障
- ・ 各校のニーズ（教科学習の目標、内容）に応じた取組の実施
- ・ 障がい種を超えた複数の特別支援学校参加の合同リモート学習を実施
- ・ 県立大学学生への授業体験活動の提供と助言

#### (3) 課題

- ・ 各校のニーズ（新しい取組や各校のICT活用ノウハウ）に応じた取組の充実
- ・ 児童生徒用端末等、各学校に整備しているICT機器の活用推進、教員間の活用格差の解消
- ・ 他の施設等の協力を受けたリモート学習の展開

### 3 今後の方向性

適宜協議しながら取組を進める。

- ・ 授業における端末の活用推進（学習における目標を達成するための効果的な活用）
- ・ 離島、訪問生・病棟生、病気療養児、不登校児童生徒への学習保障（体験を広げる学び合いの実施）
- ・ 支援アイデアに対するノウハウの提供
- ・ リモート学習運営や教員研修への協力

# 協定書

島根県教育委員会

公立大学法人島根県立大学

株式会社 NTTドコモ

## 島根県教育委員会、公立大学法人島根県立大学及び株式会社NTTドコモ によるICTを活用した特別支援教育の充実に関する協定書

島根県教育委員会（以下「甲」という。）、公立大学法人島根県立大学（以下「乙」という。）及び株式会社NTTドコモ（以下「丙」という。）は、「ICTを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定」に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が密接な相互連携を通して、教育現場におけるICTを活用した課題解決に取り組むことにより、更なる特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる分野等において連携し協働を行う。

- (1) 特別支援教育分野での課題解決につながるICT活用に関する事項。
- (2) 障がいの理解促進に関する事項。
- (3) 島根創生に資する特別支援教育における活動に関する事項。
- (4) その他、甲、乙及び丙が必要と認める事項に関する事項。

### （協定内容の変更）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも終了の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙が、本協定の実施にあたり、相手方から開示若しくは提供を受け、又は知り得た秘密情報の取扱いについては、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （その他）

第6条 本協定の改正、廃止等が必要な場合又は本協定の運用等について疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が誠意をもって速やかな対応及び解決を図ることとする。

2 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各1通を保有する。

令和3年3月18日

島根県松江市殿町1番地  
甲 島根県教育委員会

教育長

新田英夫

島根県浜田市野原町2433-2  
乙 公立大学法人島根県立大学

理事長

青原正義

広島県広島市中区大手町四丁目1番8号 ドコモ広島大手町ビル  
丙 株式会社 NTTドコモ

執行役員 中国支社長

白川貴久子

## 特別支援教育分野における連携協定

- ◆ ICTを活用した特別支援教育の質の向上
- ◆ ICT活用の取組を通じた障がいの理解促進



\*



## 特別支援教育を通じた「島根創生」に資する活動

\* SDGs17目標の1つ  
『質の高い教育をみんなに』

## 三者連携の目的と具体的役割

特別支援学校	：特別支援教育の充実
島根県立大学	：特別支援教育に理解のある教員の育成
NTTドコモ	：2者の取組の通信支援・障がい者支援でのICT活用ノウハウの蓄積



# 水族館周辺の屋外（磯）から配信



Vuzix M400



zoom



※「Vuzix」は、Vuzix Corporationの登録商標です。※「Zoom」は、Zoom Video Communications, Inc.の登録商標です。



VUZIX®

## 活用方法

- ・遠隔での校外学習や修学旅行。
- ・校外学習や修学旅行の事前学習。
- ・現場実習。
- ・一人称視点で両手を使った映像の撮影と利用。



## 各校の取組



## 1 松江ろう学校（中学部）

(1) 教科：技術・家庭科（技術分野）「水産生物を育てる技術」

(2) 内容

- ・ 水産生物を安定的に供給するための養殖技術、天然魚と養殖魚の違いについて知る。
- ・ アクアスとつないで、水産生物の飼育の様子（バッカヤード等）や飼育の際の工夫について知る。

(3) 成果

- ・ リモートでの見学ができたことで、説明だけではわかりづらい水産生物の給餌の様子などを見て理解することができた。
- ・ ゲストティーチャーに来校していただいたことで、生徒の発言に対して専門的な知識を踏まえて回答していただき、生徒の興味や関心が深まる機会となった。

(4) 課題

- ・ 教科のねらいに近づける学習にするためには、補足の説明やそのための時間ももっと必要であった。



## 2 出雲養護学校（小学部）

(1) 教科：総合的な学習の時間「神西湖博士になろう」

(2) 内容

- ・ 十間川に住む生き物の観察を通して環境の変化に気付く。

(3) 成果

- ・ 生き物の採り方を実際に見て、採り方が分かり採取ができた。
- ・ 数種類の生き物を採ることができ、児童たちも達成感を得ることができた。
- ・ 「十間川だけでなく、他の川の魚も取りに行きたい。」「メダカを増やしたい」など、今後の総合的な学習の時間の探究につながった。



## 3 江津清和養護学校（中学部）

(1) 教科：理科、生活単元学習

(2) 内容

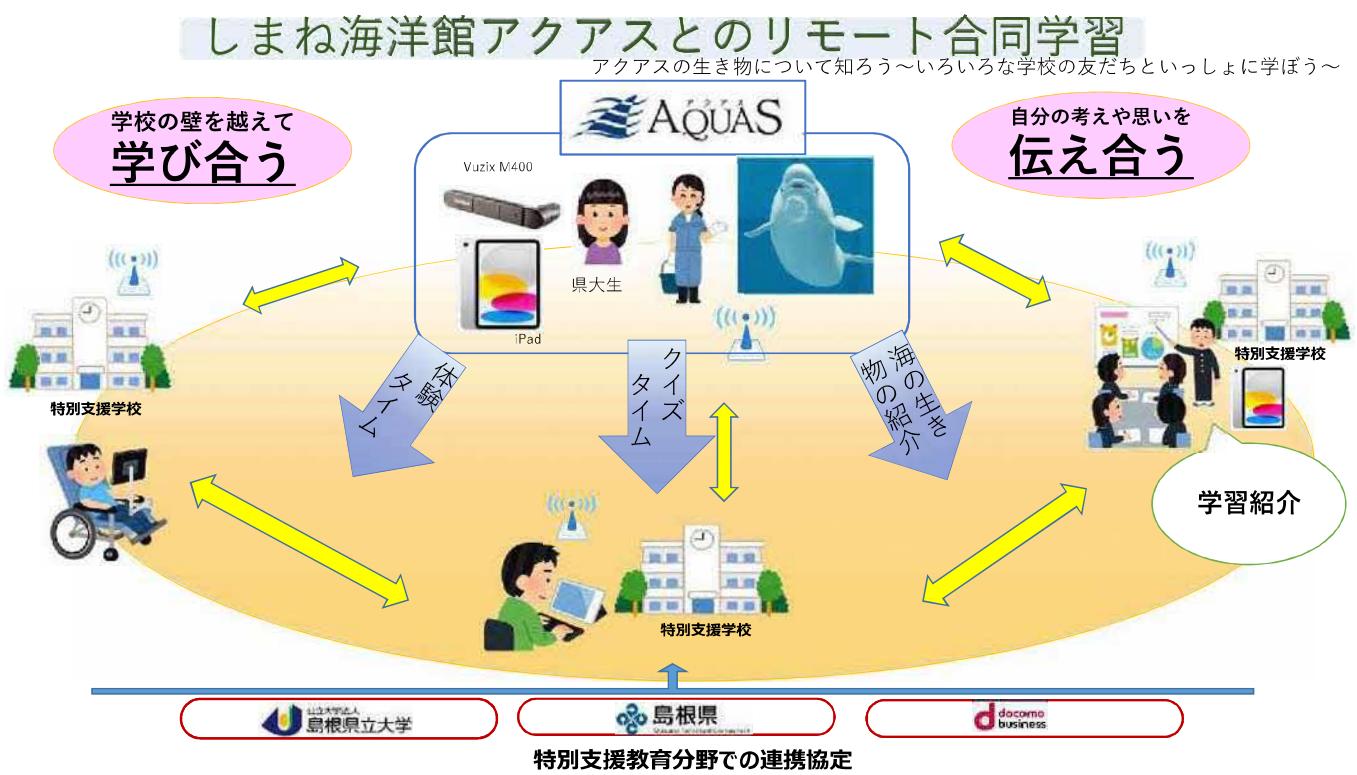
- ・ 校外学習（修学旅行）の事前学習として、リモートでアクアスの館内を紹介してもらい、当日の活動に見通しをもつ。

(3) 成果

- ・ 頻繁に校外学習が実施できないため、事前学習で館内の様子を確認したり、職員さんとやり取りをしたりする経験は、効果的な学習手段の一つだった。
- ・ 画面を見るだけでなく、事前に借用した標本を実際に触って確認することで、目標達成にも大きく近づけた。

(4) 課題

- ・ 体調管理、見せ方の工夫、Zoom ライセンスの特支課からの借用。



## 当日の様子



- |  |
|--|
| <b>オープニング</b><br>・スタッフ紹介<br>・参加校紹介<br>・活動の流れの確認                                      |
| <b>館内へ移動</b><br>→ペンギンコーナー<br>・ペンギンの紹介<br>・クイズ<br>・エサやりの実演<br>・羽の感触体験<br>(盲学校生徒による発表) |



## シロイルカコーナー



・シロイルカの紹介、説明

・クイズ

・体験

からだのやわらかさ（ソフトボール）  
原守犬の写真と大きさ比べ



## 各校の様子



## 各校の様子

シロイルカの  
大きさ比べ



隠岐養護学校学習紹介  
海のゴミについて、ゴミを利用した作品紹介

## 成果と課題

### <成果>

- ・学校（障がい種）を超えて、子どもたちが共同学習することができた。
- ・オンラインと充実した教材により、リアリティのある学びとなった
- ・各校で児童生徒の実態に応じた環境設定、支援を行ったことで、子どもたちの学習への意欲が高まった。
- ・自然環境を大切にしたいという児童生徒の思いを引き出すことができた。
- ・参加する児童生徒の学習上のニーズについて、共有することで、主催側の児童生徒理解を深めることができた。



### <課題>

- ・見せ方の工夫や時間配分
- ・子どもたちが直接やり取りをするような場の設定
- ・目的を焦点化した活動内容の設定（個の学び、共同学習）



## しまね特別支援教育魅力化ビジョンの後期の取組について

### 1 しまね特別支援教育魅力化ビジョンの概要

- 今後10年間の本県における特別支援教育の基本的な考え方と方向性を示すものとして、令和3年2月に策定
- 計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間
- 社会情勢の変化や国の動向等を踏まえて、必要に応じて見直しと規定

### 2 島根創生計画等の他計画との関連

- 整合性を図って作成している「島根創生計画」「しまね教育振興ビジョン」「県立高校魅力化ビジョン」がともに、令和7年度に改訂（県立高校魅力化ビジョンは後半取組内容の策定）
- 上記の計画が、すべて5年間の期間で策定（R7年度～R11年度）

### 3 しまね特別支援教育魅力化ビジョンの今後の変更

#### (1) 後期版の策定

- 前期5年間の取組を評価、整理し、後期の取組の方向性を示す
- 社会情勢や国の動向に大きな変化はないため、基本的な考え方等は変更せず、後期の具体的な取組の方向性を新たに策定した後期版として作成（県立高校魅力化ビジョンと同様）

#### (2) 計画期間の変更

- 2で示した他計画の期間に合わせ、ビジョンの計画期間を1年短縮し、令和11年度までとする（後期版期間：令和8年度から令和11年度の4年間）
- (1)の後期版の中で計画期間の変更を記載

### 4 今後のスケジュール

しまね特別支援教育 魅力化ビジョン	令和6年度												令和7年度												令和8年度																						
	前期				中期				後期				前期				中期				後期				前期				中期				後期														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3											
成果と課題の整理												ビジョン後半の取組（案） [後期版] 策定												ビジョン「後期版」案修正 ・予算協議・教育委員会会議												しまね特別支援教育魅力化ビジョン [後期版] ～令和11年度											
R7施策予算協議・詳細検討												・予算協議・教育委員会会議												しまね特別支援教育魅力化ビジョン [後期版] ～令和11年度												議決・公表											
今後の方向性の確認 (R7と後半のみ分け含む)																																															

- 本会議後、県議会へ報告

# しまね特別支援教育 魅力化ビジョン

計画期間 令和3年度～令和12年度

「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に發揮し、  
力強く、自分らしく生きる」ことを目指して

島根県教育委員会

## ビジョン策定の趣旨

国や本県の特別支援教育をめぐる情勢や状況の変化に適切に対応し、特別支援教育の更なる充実を図るために、「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を策定しました。

## ビジョンの位置づけ

島根県の教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」に基づき、特別支援教育の教育環境を充実させていくための、基本的な考え方や取組の方向性を示すものです。

## 島根県における特別支援教育の魅力化とは

「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に發揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指して、特別支援教育をよりよいものに高めていくことです。

学校・家庭・地域が一体となった特色ある取組で、地域の中で、障がいのある子どもの「生きる力」を育んでいきます。

## 誰にとっての魅力なのか

なにより障がいのある子どもたちにとっての魅力であり、また、保護者、教職員、地域の人々にとっての魅力でもあります。魅力化に向けて次のような教育を目指します。

### 障がいのある子どもにとって

達成感や充実感を感じ、夢や希望をもち、学び続け、自立や社会参加を実現する教育

### 保護者にとって

子どもの成長を感じ、喜び、もっと学ばせたいと思える教育

### 教職員にとって

子どもの自立と社会参加を目指して互いに高め合おうとする教育

### 地域にとって

地域の一員としての役割を担う人材を育て、地域と協働し共生社会の形成を目指す教育

## 特別支援教育の魅力化で大切にしたいこと

### ○教育目標の明確化

学校等が、子どもたちに育成したい力や教育の目標を明確にし、家庭・地域（関係機関も含む）と共有するとともに、子ども一人一人の教育目標を、保護者を含めた関係者で共有することが大切です。

### ○自立と社会参加に必要な「生きる力」の育成

障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むために、「学びの支えを築く（知識・技能）」、「深め広げ豊かにする（思考力・判断力・表現力等）」、「人生や社会に生かす（学びに向かう力・人間性等）」という資質・能力を偏りなく育成していくとともに、自立活動の指導による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図っていくことが大切です。また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく、という「キャリア教育」の視点をもち、小学校段階から取り組んでいくことも大切です。

### ○学校等と地域の協働

地域の中で学び、生きていくために、子どもたちの育ちを校（園・所）内に閉じず、子どもたちが積極的に地域に貢献したり、意志や願い、思いを発信したりしていくことが大切です。また、今まで以上に、地域の人的・物的資源を活用したり、医療、福祉、労働等の関係機関と連携したりし、学校等と地域が協働しながら子どもたちを育てていくことが大切です。

### ○障がいある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ

障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流等を積極的に行っていくことが大切です。

## 育成したい人間像 ～子ども一人一人の自立と社会参加を目指して～

### 「夢や希望をもち、その実現に向けて、学び続けようとする人」

「なりたい自分」「夢」をもち、それらに向かって挑戦する中で、主体的に課題に向かい、自己選択や自己決定を行い、粘り強く学び続ける人

### 「人や社会とのつながりをもち、社会に参加・貢献しようとする人」

自分らしく他者や社会と関わり、その中で自らの役割を見いだし、社会に参加、貢献できる人

### 「自分の意思をもち、自分を信じ、他者を信頼し、共に生きようとする人」

自分の意思をもち、他者に自分の思いを伝え、他者と共に生きる中で、自分を理解し、自信を持って活動し、他者と助け合って生きていこうとする人

## しまね特別支援教育魅力化ビジョン3本の柱

3本の柱で本県が目指す特別支援教育を推進していきます。

多様な学びの場における教育環境の充実  
～一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～

就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築  
～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～

特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保  
～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～



## 主な取組

### 多様な学びの場における教育環境の充実

#### 1 特別支援学校

- 職業教育と就業支援の充実
  - ・職業能力開発員と学校が連携した職業教育・就業支援の充実
- 地域と連携・協働した教育の推進
  - ・地域と学校との連携を強化するため学校運営協議会の導入とコンソーシアム構築についての検討
  - ・地域資源の積極的な活用や地域に参加する学習の推進
- 医療依存度の高い児童生徒の教育環境の整備
  - ・学校看護師の計画的配置のための医療関係機関との連携
  - ・医療的ケア体制整備のため早期からの情報共有に向けた取組の推進
  - ・医療的ケアに関する医師による専門的な助言の実施
- 教育環境の整備
  - ・通学支援の充実に向けた検討
  - ・ICT環境の整備と活用の推進に向けた研修の実施
  - ・教室不足や狹隘化、大規模化の課題解消に向けた検討

#### 2 就学前

- 市町村における相談支援体制の整備
  - ・関係機関が連携した相談・支援体制整備の推進
- 早期支援のための相談窓口の周知
  - ・保護者や支援者に対し市町村の相談体制周知を図るためリーフレット等を作成
- 所(園)内体制の充実
  - ・市町村などと連携し所(園)内委員会の設置を推進
  - ・特別支援教育コーディネーターの指名や研修の実施を推進
- 盲学校幼稚部の設置
  - ・早期からの専門的学びを保障するため盲学校に幼稚部設置

#### 3 小学校、中学校

- 発達障がいの可能性のある児童生徒への支援
  - ・通常の学級に在籍する集団での学びに困難さのある児童生徒、教室に入りにくい児童生徒の学びの場の検討
  - ・特別支援教育専任教員等による支援の強化
  - ・市町村教育委員会と連携しICT活用を推進
- 校内体制の機能強化
  - ・特別支援教育コーディネーター向けハンドブックの作成・活用による校内支援体制の充実
- 特別支援学級に対する支援の継続
  - ・多人数が学ぶ特別支援学級への非常勤講師の配置
- 通級による指導での支援内容の共有
  - ・校内全体で適切な支援方法の検討や情報共有が行われるよう市町村教育委員会等と連携し校内の連携体制強化
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進
  - ・特別な支援を必要とする児童生徒を含めた全ての児童生徒の集団での学びの充実のため推進

#### 4 高等学校

- 校内体制の強化
  - ・管理職のリーダーシップによる特別支援教育の推進
  - ・特別支援教育コーディネーター向けハンドブックの作成・活用による校内支援体制の充実
- 通級による指導の拡充
  - ・県内全圏域に拠点校方式を導入し全ての県立高等学校で通級による指導を受けることができる体制を構築
- 圏域のネットワーク構築による特別支援教育の推進
  - ・拠点校をインクルーシブ教育システム推進センター校とし圏域の高等学校の特別支援教育を推進
- 合理的配慮アドバイザーの配置
  - ・インクルーシブ教育システム推進センター校への助言や各校からの相談に対応するため県教育委員会に配置
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進
  - ・合理的配慮アドバイザーやインクルーシブ教育システム推進センター校による支援により推進
- ICT活用の推進
  - ・障がいの特性に応じた効果的な活用事例の情報収集と各校への情報提供

安全な学校生活のために（学校における衛生管理等）

・学校長等のリーダーシップによる組織的な事故防止、安全対策の取組実施と新しい感染症発生時の対策の実施

### 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

#### 1 切れ目ない支援

- 適切な就学相談の実施と就学先決定の充実
  - ・適切な学びの場の選択と学びの場の見直しの手続き等についての周知と校内委員会の活性化
- 学校間等での引継ぎの充実
  - ・個別の教育支援計画の活用方法や活用による利点の周知
  - ・個別の教育支援計画の様式及び作成方法の検討
- 中学校における進路指導の充実
  - ・中学校における計画的な進路指導の充実を図るために中学校の教員に対する助言の継続
  - ・インクルーシブ教育システム推進センター校を中心とする中学校と高等学校の連携の推進
  - ・特別支援学校高等部の入試の在り方について検討

#### ○関係機関との連携の促進

- ・療育する上で保護者の困りや悩みを踏まえた早期からの支援体制について検討
- ・特別支援教育専任教員等の助言による学校と関係機関との連携促進
- 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進
  - ・学校生活中でスポーツや芸術に触れる機会の提供と地域資源の情報提供

#### 2 特別支援教育の理解・啓発

- 交流及び共同学習の充実
  - ・市町村教育委員会等と連携した更なる充実
- 障がいの理解教育の推進
  - ・学校教育における障がい理解教育の計画的な実施の推進
- 地域との連携・協働を通じた理解・啓発の推進
  - ・地域と連携・協働した教育の推進を通じた地域への理解啓発
- 障がいのある子どもの保護者との連携の促進
  - ・特別支援学校センター的機能等の助言による保育所、幼稚園、学校等と家庭の連携の充実

### 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

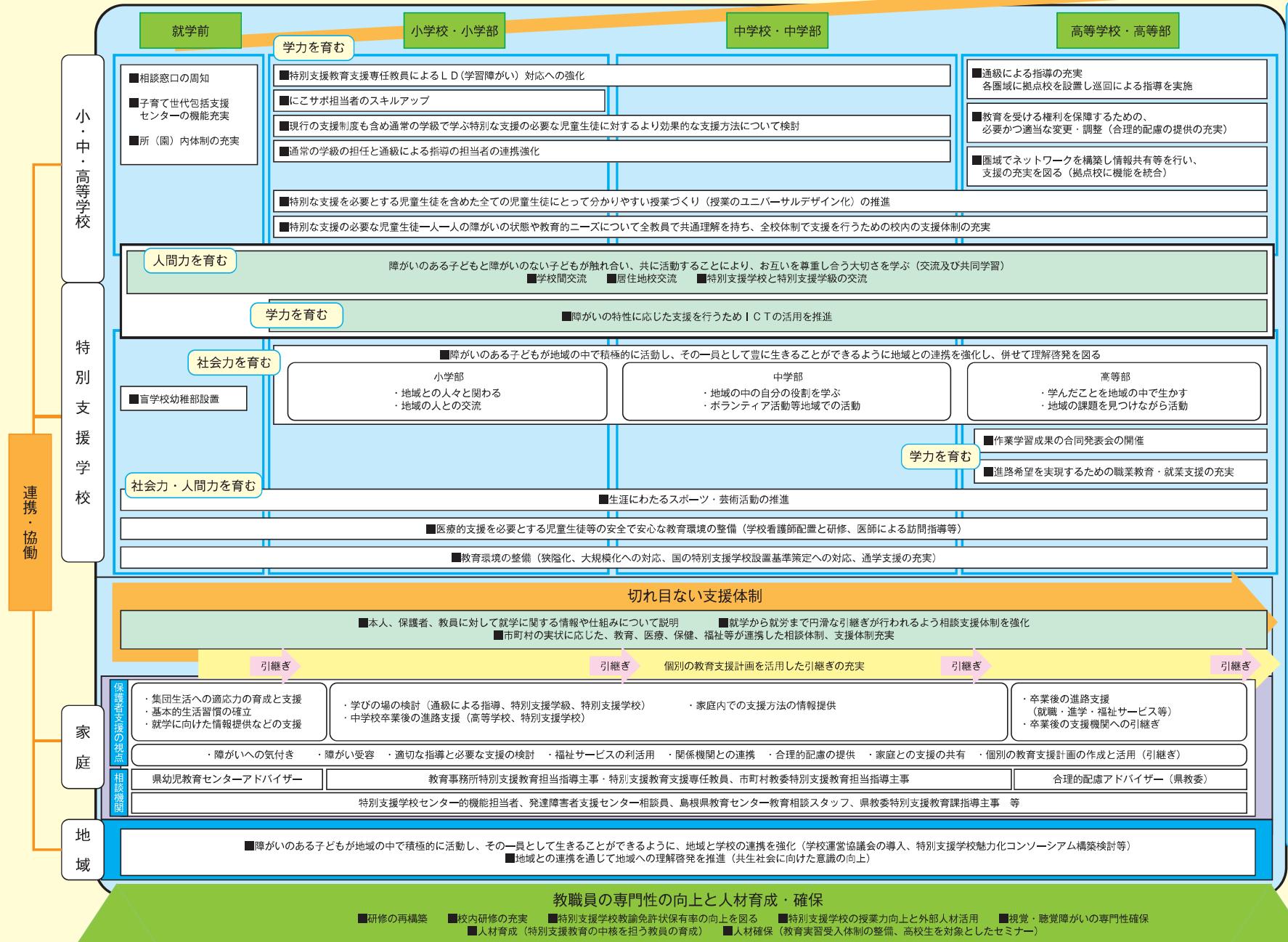
#### 1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

- 特別支援教育に関する指導力の向上
  - ・関係機関との連携による計画的・体系的な研修の再構築
  - ・特別支援学級担任を多くの教員が経験できる仕組み等の検討
  - ・認定講習の実施などによる特別支援学校教諭免許状保有率向上
- 特別支援学校における専門的指導力の向上
  - ・実践研究の実施と全教員の指導力向上に向けたOJTの実施
  - ・外部専門家の活用
  - ・視覚障がい、聴覚障がいの専門性を有する専任教員の配置について検討

#### 2 人材育成と人材確保

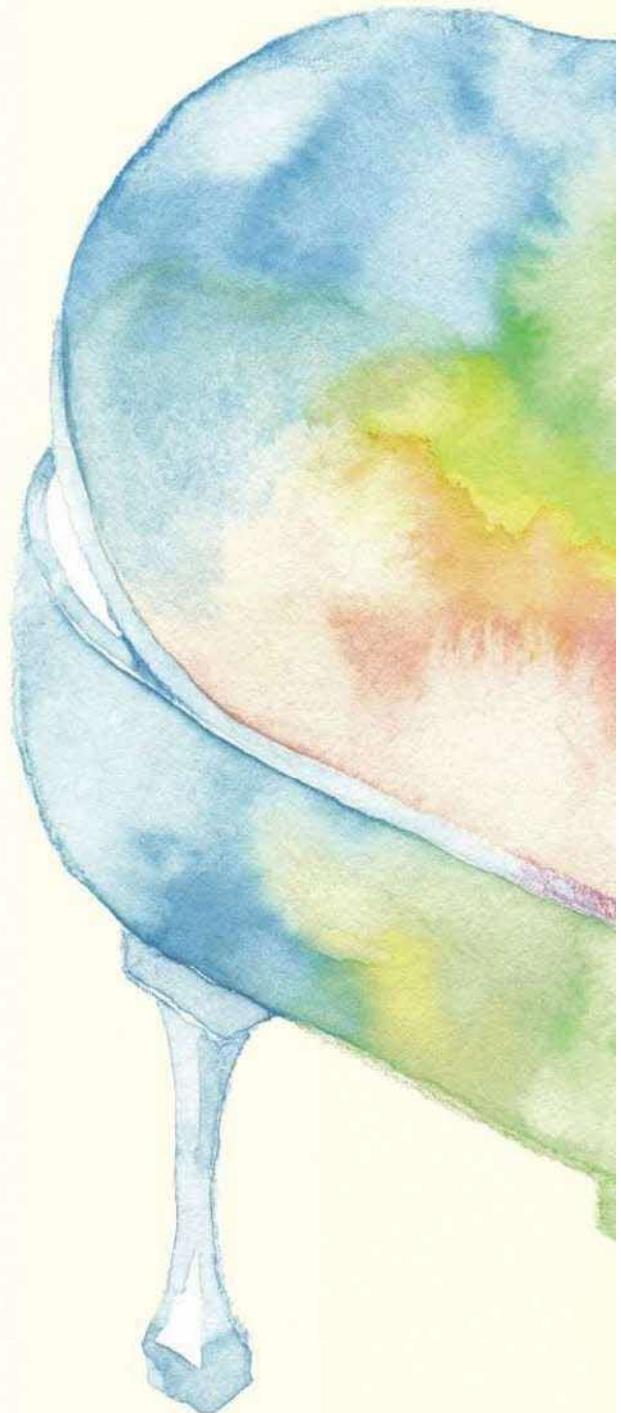
- 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成
  - ・校長会等と連携した計画的な人材育成
  - ・大学の大学院や国立特別支援教育総合研究所への派遣研修実施
  - ・特別支援学校と小学校、中学校、高等学校との人事交流
- 特別支援教育を目指す人材の確保
  - ・大学の教員養成課程の学生や高校生に対する特別支援教育への理解啓発
  - ・特別支援学校における教育実習生の受け入れ体制の整備

## 家庭・地域と連携・協働した特別支援教育の展開



ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人

地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に發揮し、力強く、自分らしく生きる



島根県教育庁特別支援教育課 TEL0852-22-5420  
ホームページに「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」  
全文を掲載しています。



島根県教育庁特別支援教育課

報告第 58 号  
社会教育課

社会教育関係表彰について

社会教育関係の表彰が以下のとおり決定したので報告する。

- 1 第 77 回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）

別紙 1

- 2 令和 6 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰

別紙 2

- 3 令和 6 年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に  
係る文部科学大臣表彰

別紙 3

## 第77回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）について

### 1 趣旨

公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらした活動を行い、その活動成果を生かして、人づくり・まちづくり・地域づくりに大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

### 2 被表彰公民館と主な表彰理由

#### (1) 邑南町矢上公民館

- ・ 伝統行事の見直しや地域住民のニーズ把握を行ったり、若者主体の実行委員会体制をとったりすることで、若者の参画につなげた事業を展開している。
- ・ 事業後の評価・検証や公民館活動推進協議会との協議をとおして、次年度以降の体制がつくられ、継続性・発展性が見込まれる事業となっている。
- ・ 地域住民が主導となるよう、公民館としてサポート側に徹することを意識することで、次世代への文化継承と地域活性化につなげている。

### 3 表彰式

(1) 日 時 令和7年2月28日（金）10:30～11:00

(2) 開催場所 文部科学省東館3階 第一講堂（東京都千代田区霞が関3-2-2）

## 令和6年度 優良PTA文部科学大臣表彰について

**1 趣 旨** PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

### 2 被表彰団体と主な表彰理由

#### (1) 松江市立八雲小学校PTA

- ・ 地区懇談会には、会員、教員の他に、民生委員、八雲町自治連合会、八雲青少年育成の会の委員等幅広い住民が参加するなど、地域との連携を深めている。
- ・ 広報部の発行する広報誌を各学期で作成し、公民館等に配布している。令和4年度日本PTA全国協議会広報誌コンクールにおいて、佳作に入賞した。

#### (2) 安来市立第一中学校PTA

- ・ コロナ禍以前は、親同士がつながり、楽しく親としての学びを得ることを目的とした「親学プログラム」による研修会や、地域住民を講師に文化講演会を毎年度実施していた。
- ・ 年3回広報誌を作成し、保護者だけでなく、各町内に回覧し、PTA活動の紹介をしている。活動内容の他にも市内で活躍する社会人（卒業生）へのインタビュー記事や生徒たちの地域でのボランティア活動や行事参加等の様子を広く周知している。

### 3 表彰式

- ・ 日時 令和7年2月28日（金）10:30～11:00
- ・ 場所 文部科学省東館3階 第一講堂（東京都千代田区霞が関3—2—2）

## 令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る 文部科学大臣表彰について

**1 趣 旨** 学校と地域が連携・協働し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、文部科学大臣が表彰を行う。

### 2 被表彰団体と主な表彰理由

(1) 西益田小学校学校運営協議会／西益田地区つろうて子育て協議会

- ・ 地域学校協働本部の西益田地区つろうて子育て協議会から推薦を受けた委員を選出することで、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を図っている。
- ・ 地域コーディネーターとして、職員室内に社会教育コーディネーターを配置し、総合的な学習の時間などの授業支援に加え、地域活動についても公民館職員と連携・協働することで、子どもたちの学校内外での学びや活動が充実している。
- ・ 公民館をはじめとする多様な団体が、保育園児から中高生まで幅広い子どもたちの参画を得て地域学校協働活動を実施し、学びの場が体系的に作られるとともに、縦のつながりの中で、子どもたちが活動している。

(2) 木次地区学校運営協議会／木次地区地域学校協働本部

- ・ 中学校区で学校運営協議会を設置し、中学校卒業時の生徒像を学校・家庭・地域で共有し、多くの委員が参画するとともに、子どもを中心に置いた話し合いを進めている。
- ・ 学校運営協議会では、中学生が参加して話し合いを行うとともに、地域コーディネーターも参加し、地域学校協働活動の様子や生徒の様子を伝えることでコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図っている。
- ・ 木次中学校の生徒が地域を訪問する「GoTo ボランティア」を実施し、中学生が地域で活動する機会が増え、生徒の地域への貢献意欲が全国、島根県、雲南市の平均よりも高い。

### 3 表彰式

- ・ 日時 令和7年2月28日（金）10:30～11:00
- ・ 場所 文部科学省東館3階 第一講堂（東京都千代田区霞が関3—2—2）